

資料編

- 提示スライド
- ワークシート
- 配布資料



学校の危機管理研究 I : 校内体制づくり

第 1 回：学校の危機管理と学校安全の考え方

担当：

柳澤良明・野村一夫・津山勝義

(0) 本講座の概要説明

- ①教職大学院の概要および拡充について
 - ・「理論と実践の融合(往還)」をキーワードに、「実践にもとづく研究」に取り組む
 - ・「教職実践研究報告」をまとめる
 - ・1年間で修了できる「短期履修学生制度」を活用できる
- ②教職大学院と香川県教育委員会・香川県教育センターとの連携事業について
- ③教職員支援機構の事業について
- ④「学校の危機管理研究 I・II」の構成について
(とくに、Iの構成について)

第 1 回：学校の危機管理と学校安全の考え方

<目的>

学校で生じる危機を取り上げ、危機に対応する上で必要となる校内体制づくりの視点や考え方を学ぶ

<構成>

- ①学校における危機の分類
- ②危機管理・学校安全に関する政策
- ③危機管理の3つの段階

(1) 学校における危機の分類

～多様な危機を理解する～

- ・学校における危機
 - =何らかの原因により、学校での正常な教育活動に支障が生じ、教職員による対応が求められる事態
- ・3つの区分から考える
 - ①児童・生徒にとっての危機 (1～3班、9～13班)
 - ②教職員にとっての危機 (4班、14～16班)
 - ③保護者・地域住民にとって危機 (5班、17班)
(「児童・生徒にとっての危機」を含む)

(1) 学校における危機の分類～多様な危機を理解する～

<原因は何か?>

1. 人的	①教職員 (個人) ②教職員 (組織) ③児童・生徒 (どうし)、(自校) ④児童・生徒 (他校) ⑤保護者 ⑥地域住民 ⑦部外者 (不審者、地域住民以外の)
2. 物的	①通常時 ← 教職員 ②非常時
3. 自然	①病気 ②災害

(2) 危機管理・学校安全に関する政策①

～どのような政策が進められているか～

- ①学校保健安全法 (←学校保健法)
 - ・第 27 条 学校安全計画の策定等
 - ・第 29 条 危険等発生時対処要領の作成等
(=危機管理マニュアル)
- ②中央教育審議会 (2017) 「第 2 次学校安全の推進に関する計画の策定について (答申)」
- ③文部科学省 (2017) 「第 2 次学校安全の推進に関する計画」

(2) 危機管理・学校安全に関する政策

～どのような政策が進められているか～

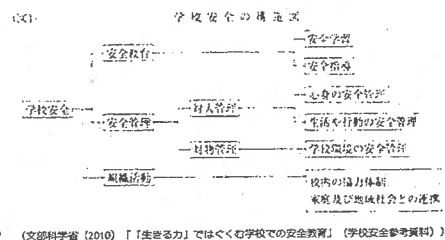
①学校保健安全法 (平成21年 4月施行)

A. 学校安全計画の策定

「第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」

(2) 危機管理・学校安全に関する政策

～どのような政策が進められているか～



(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

B. 危険等発生時対処要領 (=危機管理マニュアル) の作成等
 「第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。」
 「2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

中央教育審議会(2017)「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)」
 ↓
 文部科学省(2017)「第2次学校安全の推進に関する計画」
 ・目指すべき姿
 ・施策目標1～12

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

【施策目標(1～4)】
 ○全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。
 ○全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。
 ○全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。
 ○全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

【施策目標(5～8)】
 ○全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。
 ○全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)の改善を行う。
 ○全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。
 ○全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

(2) 危機管理・学校安全に関する政策 ～どのような政策が進められているか～

【施策目標(9～12)】
 ○全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。
 ○全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。
 ○全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。
 ○全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

(3) 危機管理の3つの段階 ～いつ、何に取り組むべきか～

<段階Ⅰ>
 「事前」のリスク・マネジメント (risk management)
 ～予防する
 ～日頃から、何に取り組むべきか?
 ①点検
 ②避難訓練
 ③教職員研修
 ④安全教育

(3) 危機管理の3つの段階 ～いつ、何に取り組むべきか～

<段階Ⅱ>
 「発生時」のクライシス・マネジメント (crisis management)
 ～命を守る
 ～危機が発生した際に、何に取り組むべきか?
 ①初期対応
 ②連携・協働

(3) 危機管理の3つの段階 ～いつ、何に取り組むべきか～

<段階Ⅲ>
 「事後」のクライシス・マネジメント (crisis management)
 ～復旧・復興する
 ～初期対応が終わった後に、何に取り組むべきか?
 ①事後の対応
 ②心のケア
 ③調査・検証・報告・再発防止等

表 学校における危機の分類

分類	内容(例)	
①児童・生徒にとっての危機		
教育活動	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症、運動時の事故
	その他	学校施設利用中の事故、不審者の侵入
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染、突然死
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入
問題行動等	非行事案	万引き、暴力、器物損壊、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等
②教職員にとっての危機		
教職員	不祥事	飲酒運転、交通事項、体罰、セクハラ等
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	保護者	保護者に対する不適切な対応、不当要求やクレーム
③(児童・生徒を含む)保護者・地域住民にとっての危機		
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等
教育活動	学校行事	学校行事等の事故

(出典：新潟県立教育センター「安全な学校づくりを目指す危機管理講座【資料編】」を柳澤が一部改変)

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (小学校)

※学級活動の欄

①…1単位時間程度の指導

②…短い時間の指導

項目	4	5	6	7・8	9	
月の重点	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な外活をしよう	自転車のかまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	
道徳	規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明則誠実	
生活	・道具の正しい使い方 ・校内探検 ・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	・地域巡り、野外観察の交通安全 ・活動に使用する用具等の安全な使い方	・通学路の様子、安全を守っている人々の働き	・虫探し・お虫探検時の交通安全	・はさみの使い方	
社会	・我が国の上と自然環境(5)	・地域の安全を守る働き(消防署や警察署)(3)	・自然災害と人々を守る行政の働き(4)	・地域に起こる自然災害と日頃の備え(4)	・同上の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生の位置や時期)(5)	
理科	・気候の変化 ・ガスバーナーの使い方など正しい加熱、燃焼や気体の発生実験	・カバーガラス、スライドガラス、プラスチックなどガラス実験器具の使い方	・雨水の行方と地面の様子 ・実験・観察器具の正しい使い方	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害	
図工	・ハサミ・カッター・ナイフ・糸のこぎり・金づち・釘抜き・彫刻刀・ペンチ等の用具、針金・竹ひご・細木、					
家庭	・針、はさみの使い方 ・用具の個数確認	・アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	・食品の取扱い方	・包丁の使い方 ・調理台の整理整頓	・火習時の安全な服装	
体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・鉄棒運動の安全		
総合的な学習の時間	「○○人好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)					
学級活動	低学年	・通学路の確認 ①安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子供110番の家の場所	・休み時間の約束 ①防犯避難訓練の参加の仕方 ・遠足時の安全 ・運動時の約束	・雨天時の約束 ①プールの約束 ・誘拐から身を守る	・夏休みの約束 ①自転車乗車時の約束 ・落雷の危険	①校庭や屋上の使いのかまきり ・運動時の約束
	中学年	・通学路の確認 ①安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所	・休み時間の安全 ①防犯避難訓練への積極的な参加 ・遠足時の安全 ・運動時の約束 ①防犯教室(3年4)	・雨天時の安全な過ごし方 ①安全なプールの利用の仕方 ・防犯にかかわる人たち	・夏休みの安全な過ごし方 ・自転車乗車時のきまきり ・落雷の危険	①校庭や屋上の使いのかまきり ・運動時の安全な服装
	高学年	・通学路の確認 ①安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通事故から身を守る ①身の回りの犯罪	・休み時間の事故とけが ①防犯避難訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	・雨天時の事故とけが ①救急法と着泳衣 ・自分自身で身を守る ①防犯教室(4、5、6年4)	・夏休みの事故と防止策 ・自転車の点検と整備の仕方 ・落雷の危険	①校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・運動時の事故とけが
児童会活動等	・新1年生を迎える会	・児童総会 ・クラブ活動、委員会 ・活動開始		・児童集会 ・地域児童会集会		
主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・避難訓練(不審者)	・自然教室 ・集団下校訓練(大雨等) ・プール開き		・交通安全運動 ・総合防災訓練(地震→引渡し)	
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設道具の安全な使い方	・安全のかまきりの設定 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・プールでの安全のかまきりの確認	・自転車乗車時のきまきり、点検・整備 ・校内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
	対物管理	・通学路の安全確認 ・避難経路の確認 ・安全点検計画	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動(保護者、地域、関係機関等との連携)	・登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導(保護者等との連携)	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール意見交換会	・登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導地域パトロール(保護者等との連携)	
研修	・通学路の状況と安全上の課題 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検)	・熱中症予防と発生時の対応 ・安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	・応急手当(止血等、心肺蘇生とAEDを含む)研修(P.T.Aと連携)	・道具等の安全点検方法等	・防災に関する研修(訓練時)	

付録

付録

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえて、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり・親切	家庭愛	勇氣	勤勉努力	節度節制	愛校心
・竹ひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学の安全	・はさみ、ステープラの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移動ごとの使い方
			・自然災害からの復旧・復興(6)		
・乗品の正しい使用・管理・廃棄	・流れる水の働き・河川の働きと水害・ホリ袋、ゴム風船の使い方	・土地のつくりと変化(地震・津波・火山活動と災害)・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・夜間観察の安全	・試験管、ピーカー、フラスコ、ガラス管の使い方	
接着剤・ニス等の造形活動で使用する材料や用具等の安全な扱い方					
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ホール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」(5年)「社会の一員として活動しよう」(6年)					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ・安全な登下校	安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしもの」の約束 ・危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがをしないために
◎中での安全な過ごし方 ・校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ・凍結路の安全な歩き方	◎「おかしもの」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがをしやすいつ間と場所
◎乗車時の事故とけが ・校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ・凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・修学旅行	・収穫祭、音楽発表会	・避難訓練(火災)	・学習発表会	・ありがとう集会 (地域の見守り隊等) ・避難訓練(地震)	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な持ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価 ・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・学校安全における先進的な実践校の視察	・防災に関する研修(訓練時)	・各種訓練結果の検証と各マニュアルの見直し	・災害用具給付、交通事故の事例等から指導のポイント分析	・安全教育の指導計画作成に向けた考え方

付録

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (中学校)

*学級活動の欄 ◎…1 単位時間程度の指導 ……短い時間の指導

項目	月	4	5	6	7・8	9
月の重点		安全な登下校ができるようになる	けがのない体育祭にしよう	梅雨期を安全に過ごす	熱中症に気を付けよう	過去の災害を知り、災害に備えた生活をしよう
道徳		生命の尊さ	よりよい学校生活、集団生活の充実	自主・自立、自由と責任	道徳精神、公德心	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
社会		日本の様々な地域 (地域調査) ・防災を視点とした地域調査				
理科		・理科室における一般的な注意 ・実験時の危険防止とふざわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・薬品の保管・廃棄等	・薬品検査 ・野外調査・天体観察の留意点	・自主研究の実験場の注意 ・電気についての知識
美術		・美術室の備品と安全な行動	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方
体育分野		・集団行動様式の徹底 ・施設や用具の使い方	・自己の体力を知る (体力テストの実施)	・水泳の安全な行い方と事故防止		・陸上運動の適切な場所の使い方と安全な行い方
保健分野			・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・熱中症予防		
技術・家庭		・施設・設備の使用上の注意 ・作業場所の確保	・安全、適切な制作 ・金属材料の性質と切断	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用
		・実習室の使用上の注意	・ガスコンロの使い方 ・換気、ゴム管の点検	・調理実習における注意	・備品の点検整備	・電気機器の安全な利用 ・食生活と健康
実験、実習を伴う教科		・実験に使用する加熱器具やガラス器具等の安全な使い方、薬品の安全な取扱いと適正な保管・廃棄 ・造形活動や加工、調理等の各作業で使用する機械や工具、電気、ガス製品の安全な利用と整備点検				
総合的な学習の時間		〈活動例〉「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害とまちづくり・くにつくり」など				
学級活動	第1学年	・通学路の確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ・清掃方法を確認しよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	・落雷の危険や風水害 ◎自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険 ・市総合体育大会と安全
	第2学年	・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全
	第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ・登下校の安全 ・自分でできる安全点検	・体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ◎プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全
生徒会活動		・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連打行会	・球技大会	
主な学校行事等		・学校説明会 ・交通安全運動 ・避難訓練 (地震)	・新体力テスト ・体育祭	・修学旅行 ・避難訓練 (不審者) ・心肺蘇生法講習会	・夏の交通安全運動	・避難訓練 (地震→引渡し) ・秋の交通安全運動
部活動		・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導		
安全管理	対人管理	・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定 (校則の確認・周知)	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全な活動	・自己点検のポイント ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防
	対物管理	・通学路の確認	・運動場など校舎外の整備 ・安全点検年間計画、点検方法の確認	・学校環境の安全点検及び整備 (階段・廊下・プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備
学校安全に関する組織活動 (研修を含む)		・春の交通安全運動期間の啓発活動、街頭指導 ・学区危険箇所点検 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・学校安全に関する協議会 ・心肺蘇生法 (AED) 研修・防犯に関する研修 (マニュアルの確認)	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い等	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修 (避難訓練)

付録

付 録

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえたうえで、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守られるようになろう	危険を予測し、安全な生活ができるようになろう	安全な地域づくりに貢献できるようになろう	厳冬期を安全に過ごそう	事故や災害を乗り越えたい人の生き方について学ぼう	新生活に向けて安全な生活ができるようになろう
我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度	国際理解、国際貢献	社会参画、公共の精神	家族愛、家庭生活の充実	感動、畏敬の念	よりよく生きる喜び
日本の地域的特色と地域区分 ・地形や気候の特色、国々の特色 ・自然災害と防災への取組			現代日本の特徴 (情報化) ・災害時における防災情報の発信・活用		
・電気器具の使い方	大地の成り立ちと変化 ・火山活動と火成岩 ・火山災害	・地殻の伝わり方と地球内部の働き (地震・津波発生のメカニズム等)	・自然の恵みと火山災害、地震災害	天気とその変化 ・気象観測 ・天気の変化 ・日本の天気と気象災害への備え	・自然の恵みと気象災害 ・地域の自然災害
・小刀ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の 般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での 般的諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ (禁じ技など)	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方 (ゴールの運搬や固定の仕方等)	・バスケットボールにおける適切なルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具、用具の点検 ・備品整理
	・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・交通事故などによる傷害の防止	・自然災害による傷害の防止	・応急手当	
・塗装時の換気や火気	・暖房と換気について ・床に落ちていたもの危険性	・屋内配線と家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全 (はんだ付けによる火傷の注意)	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮	・器具点検整備
・自然災害に備えた作業間の整え方	・幼児や高齢者等との交流についての注意	・衣服製作についての 般的注意 ・裁縫用具の適切な管理	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
※定期的な備品検査 (台帳管理)					
・文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	・自分の健康チェック (持久走大会と安全)	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力 (地域の 員として)	自転車の安全で正しい利用 ◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	・施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ・文化祭の準備と安全	・自分の健康チェック (持久走大会と安全)	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力 (地域の 員として)	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	・自分の健康チェック (持久走大会と安全)	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力 (地域の 員として)	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全 学校、教室環境の整備修繕 (本任活動)
・文化祭 ・市総体壮行会	・市駅伝大会壮行会		・ボランティア活動 ・などの社会参加	・生徒会総会	・球技大会 ・3年生を送る会
・文化祭	・持久走大会		・防災訓練と防災学習	・自然教室	
		・冬季に多い傷害予防			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい利用と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備 (体育館)	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備 (通学路)	・学校環境の安全点検及び整備 (備品)	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・学校安全委員会 ・校内の点検	・津波防災の日に係る啓発活動 ・自転車の安全な利用に関する研修 (指導方法)	・地域防災訓練の啓発 ・通学路の点検	・阪神・淡路大震災 (17日) の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・学校評価委員会 (学校安全の取組に関する評価) ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・地域交通安全パトロール ・東日本震災の想起と防災の啓発活動

付 録

「学校の危機管理研究Ⅰ」「第1回：学校の危機管理と学校安全の考え方」ワークシート①

「学校で想定される危機」

氏名 ()

	想定される危機	グループ協議後	自校の課題
1. 児童・生徒 にとっての 危機			
2. 教職員 にとっての 危機			
3. 保護者・ 地域住民 にとっての 危機			

「学校の危機管理研究Ⅰ」「第1回：学校の危機管理と学校安全の考え方」ワークシート②

「学校安全計画」と校務分掌

氏名 ()

	「学校安全計画」	校務分掌
自校の危機管理の現状		
自校の危機管理の課題		

学校の危機管理研究Ⅰ 第2回 授業計画

「学校の危機管理と積極的生徒指導」(毛利、野村、津山)

(8月2日午前、2コマ目)

・積極的生徒指導における危機の捉え方、子どもの安全と成長のためのリスクテイキングとリスクヘッジ、クレーム時代の中の学校と教師、危機に対応できる管理職の在り方について考察する。

(1) 教育における危機をどうとらえるか

- ・もうひとつの危機概念・・教育の非連続形式としての危機、教育の冒険的性格
- ・危機に対する二重の態度・・リスクテイキングとリスクヘッジ、敏感と鈍感のあいだ

参考：O.F.ボルノー『実存哲学と教育学』理想社

毛利 猛 『哲学の講堂—中学生の君たちに』協同出版

(2) クレーム時代の中の学校と教師

- ・教育の市場化とクレーム社会の到来
- ・クレーマー化するメディアと「正義」の暴走、萎縮する学校現場
- ・教育崩壊・・最大の危機としての「立ち去り型サボタージュ」

参考：内田 樹 『街場のメディア論』光文社新書

嶋崎政男 『学校崩壊と理不尽クレーム』集英社新書

(3) 学校危機とマニュアル化の問題

- ・マニュアル化は必要、しかし「落とし穴」も

(演習) マニュアル化に伴う弊害・陥穽にどのようなものがあるだろうか。その問題を克服するためにはどうしたらよいだろうか。

- ・「ミスに強い」組織に変える

参考：畑村洋太郎『失敗を生かす仕事術』講談社現代新書

中田 亨 『「事務ミス」をナメるな』光文社新書

(4) 危機に対応できる管理職の在り方

- ・ゆとりを生む時間管理・・管理職の1日、どうやって「ゆとり」を生むのか。
- ・学校の信頼感、教職員のモラルは、どうしたら高まるのか。「立ち去り型サボタージュ」を生まないような学校のリスクマネジメントとは。

全校朝礼「敏感と鈍感のあいだ」

平成22年9月8日

① 文化祭まであと3日、残された時間は少なくなりましたが、限られた時間のなかで、皆で協力して準備し、練習してほしいと思います。私が見たところ、追い詰められた時の附中生は、強い。最後の踏ん張り、仲間との力のおかげ。そこには、目を輝かせるものがあります。文化祭の成功に向けて、ラストパスパートナーをかけてほしいと思います。

② さて、今日は「敏感と鈍感のあいだ」という話をします。普通、私たちは「敏感」という言葉にはプラスの評価を込めて使い、「鈍感」という言葉はマイナスの意味合いで使います。

「敏感な人」は、鋭く、かしこい人。
「鈍感な人」は、鈍くて、感かたな、というように。確かに、「あなたほど、敏感な人ですね」と言われたら、ほめられたことになり、「鈍感な人ですね」と言われたら、貶されたことになります。

③ ただし、敏感であることも、過ぎれば「過敏」とよばれます。過敏という言葉は、あまりよい意味では使われません。「過敏な人」という言い方には、マイナスの評価が込められています。

④ また、普通はマイナスの意味で使われる「鈍感」のほうも、渡辺洋一さんの『鈍感力』という本のタイトルのように、人間の好ましいあり方を言い当てる言葉として、使用することがあります。

⑤ もし、「鈍感力」になぞらえて「敏感力」という言葉を使うなら、人間が生きていくうえで、「敏感力」と「鈍感力」は、ともに必要であると言えます。私は、「鋭く見抜く力」と「鈍さ（おおらかにやり過ごす力）」は、両方とも大切であると考えています。

一見、ささいなことのように見えることの中に、看過できない問題を鋭くかぎとる敏感さと、必要以上に問題を大きくしないおおらかさは、ともに必要です。逆にいえば、敏感さにも鈍感さにも、それが過ぎれば、善とし穴があります。鈍感（おおらか）であればよいところで、敏感に過ぎると、過敏ないし過剰な反応と呼べます。敏感であるべきところで、鈍感に過ぎると、愚鈍と呼べます。

⑥ 小さな子どもが母親の前で泣く。ひざ小僧を打って泣いています。お母さんはあわてて子どものところ駆け寄り、ひざをみます。よかった。大したことはありません。ところが、子どもは、最初の痛みが去っても、泣き続けるでしよう。そんな時、日本のお母さ

んは、どうしますか。ひざ小僧をさすってやりながら、こう言いますよね。「痛い、痛いの、飛んで行け」って。これは、（こけたショツクに囚われたまま、最初の痛みの中にいる）子どもの気持ちをまぎらわせるおまじないのような言葉ですが、子どもが信頼を寄せる母親が、子どもの身の上起こったことを、大事ではないもの（飛んで行ってしまふようなもの）として、小さく扱うことで子どもを落ち着かせているのです。

⑦ 私たちは、何を「大したこと」として大きく扱い、何を「大したことではない」として小さく扱うのか、何を大事（重要な問題）と考え、何を些細なことと考えるのか。その判断をいつも追われます。

困ったことに、小さく扱えばよい問題を大きくしてしまう人限って、大きく扱うべき問題を小さく扱ってしまいます。鈍感（おおらか）でよいところで敏感（過敏）な人ほど、本当に敏感であるべきところで鈍感であるように思います。

⑧ 今、私たちの周りでは、新型のインフルエンザが流行しています。私たちは、予防に努めると同時に、過度に心配しすぎてもいけません。感染力は強いですが、弱毒性ですから、治療すれば治るのです。マスクの着用は勧められて、過剰に反応する人に限って「元過ぎれば何とやら」で、油断してしまいます。現代の日本人にはそういう傾向があります。私たちは、これを過度に懸念することなく、過剰に反応することもなく、感染予防に努めながら、かりに感染しても、それぞれが取るべき対応を、落ち着いて取りたいと思います。

⑨ 敏感力と鈍感力をともに兼ね備えた附中生、あるいは「敏感と鈍感のあいだ」で、大事なことは鋭く反応しつつ、些細なことにはおおらかにやり過ごす附中生、そして、周りを気遣うことができる附中生であってほしいと思います。

学校の危機管理研究 I 第5・6回

学校の危機管理と 教職員のメンタルヘルス I・II

香川大学教職大学院
宮前淳子・野村一夫・津山勝義

授業の流れ

前半	後半
(1)メンタルヘルスの現状	(1)香川県における職場復帰支援
(2)精神疾患の特性	(2)演習 病気休暇の申し出があったとき
(3)演習 不調のみられる教員への支援	(3)まとめ・質疑応答

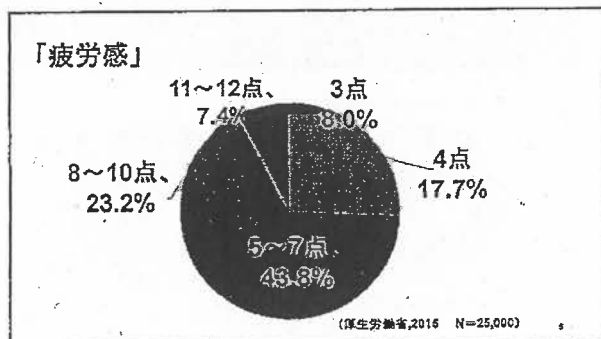
ワークシート1 ストレスチェックをしてみよう

(1)最近 1か月くらいのあなたの様子にあてはまるものを1つ選び、数字に○をつけましょう。

(2)気になる人を一人思い浮かべてください。その人(○○さん)の気持ちになって○をつけてみましょう。

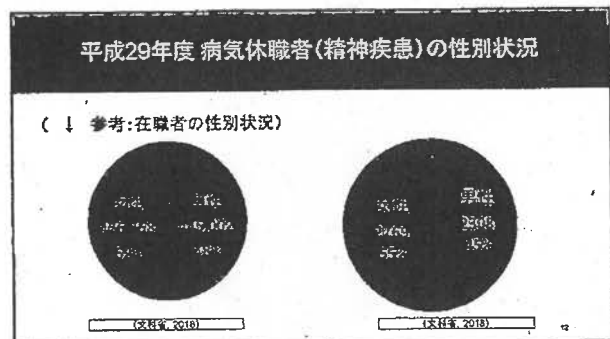
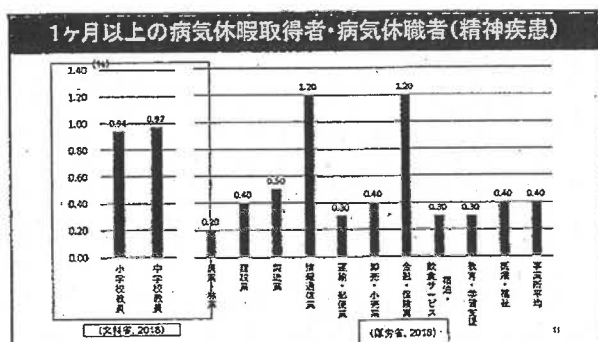
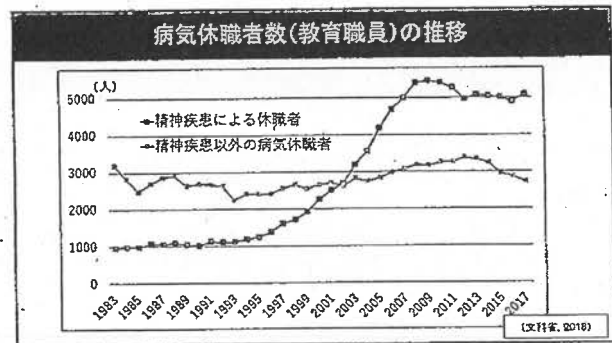
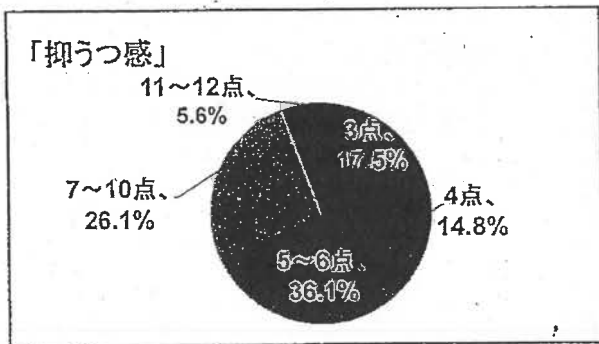
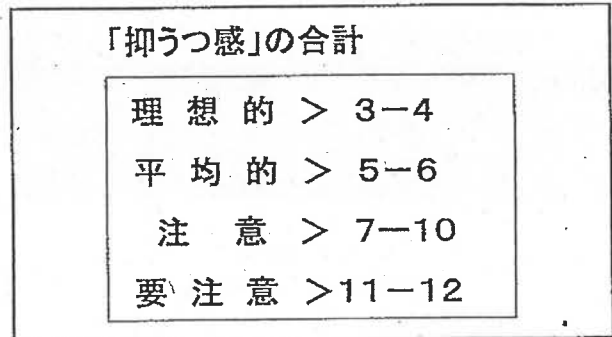
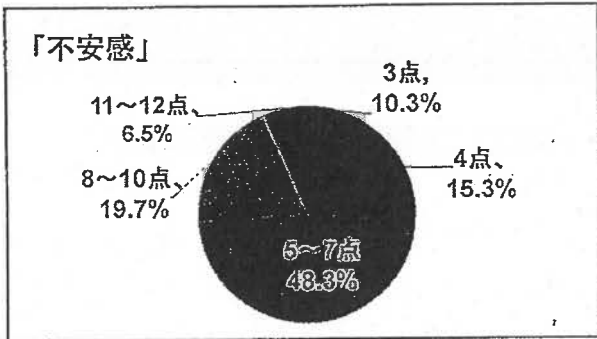
「疲労感」

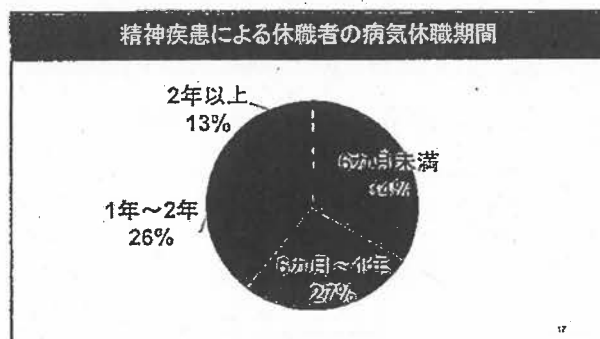
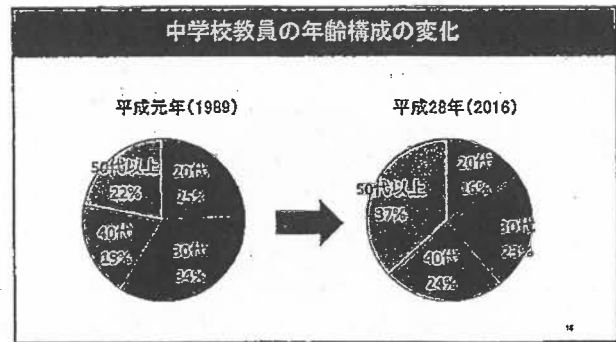
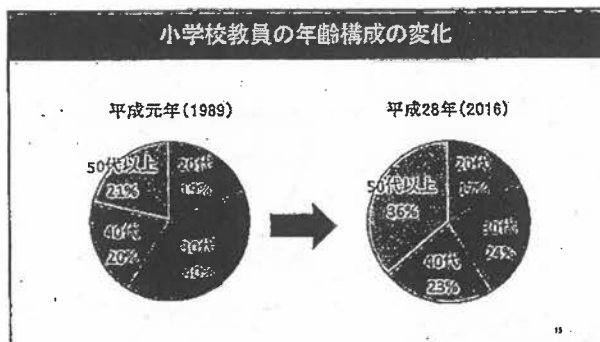
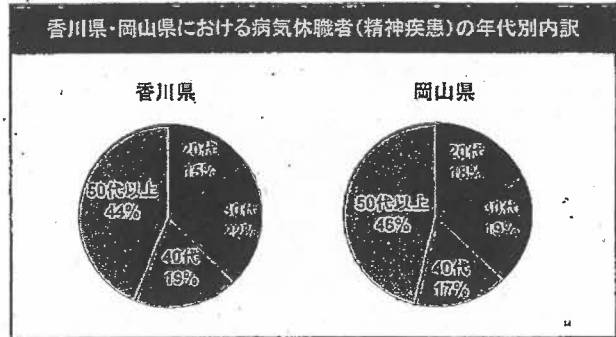
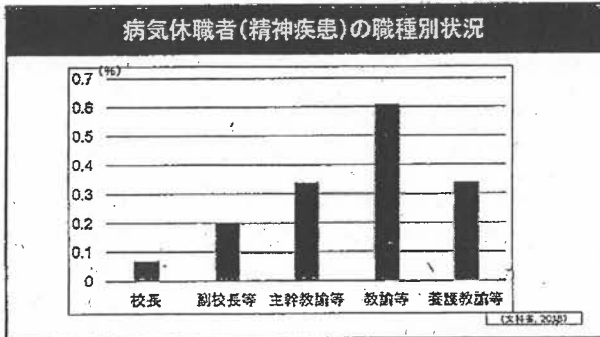
理想的	3-4
平均的	5-7
注意	8-10
要注意	11-12



「不安感」

理想的	3-4
平均的	5-7
注意	8-10
要注意	11-12



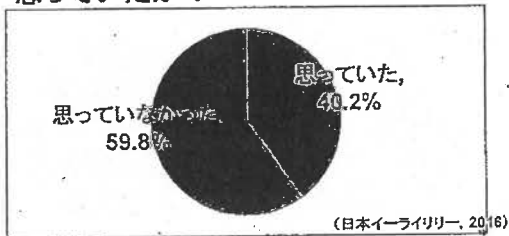


うつ病 (major depressive disorder) とは

どちらかを
含む
5つ以上
の症状

不眠 / 過眠	疲労感	体重減少 / 増加
抑うつ気分	興味・喜びの減退	焦燥感 / ぼんやり
無価値観	集中困難	自殺念慮・自殺企図

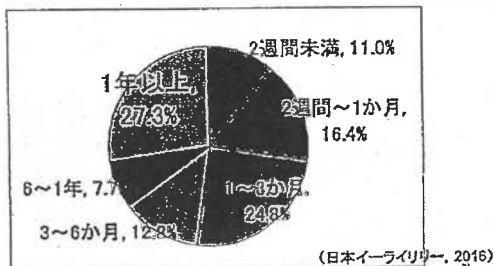
自分がうつ病になる可能性があると思っていたか？



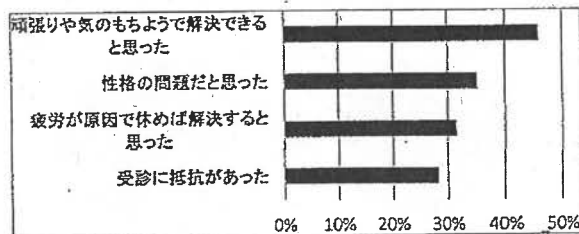
うつ病の現状

- (1) うつ病にかかる可能性
日本では... 15人に1人 (川上, 2016)
- (2) うつ病の患者数は増加
(躁うつ病を含む気分障害: 2008年に100万人を超えた)
- (3) 男性のピークは 40~50代, 女性のピークは 40代

最初に医療機関を受診するまでの期間

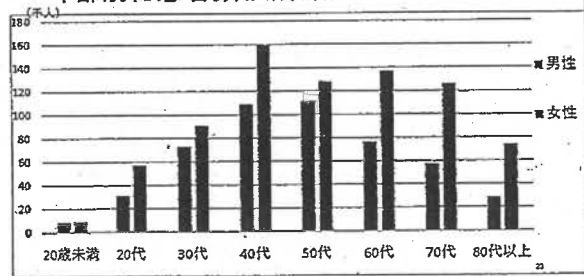


6カ月以上, 受診しなかった理由



年齢別総患者数(気分障害)

(厚生省, 2017)



うつ病の原因

- (1) 脳内の神経伝達物質(機能低下)が関連
- (2) 環境要因の影響
 - 人間関係のトラブル(職場, 家庭, 友人)
 - 慢性的な多忙, 長時間の労働
 - 役割の変化, 増大 (職場, 家庭)
 - 大切な人, ものを失う(家族, 健康, 仕事など)

(3)病前性格

- ・責任感が強い
- ・几帳面、完全主義（頼れない・まかせられない）
- ・人のせいにはできない
- ・自分さえ我慢すれば、と思ってしまう
- ・他人の評価を気にする

→ うつ病を悪化させる要因でもある

うつとお酒

- ・落ち込んだ気分を何とかしたい...
- ・うつに伴う不眠の苦しさ(寝酒)
- ・しんどいけど、自分で乗り越えたい

しかし...

- ・アルコールはうつ症状を強めてしまう
- + 睡眠障害を悪化させる

うつ・お酒・自殺 ⇒ 死のトライアングル

急性の影響

(死んでしまいたい) → アルコールによる判断力低下

慢性の影響

長期のアルコール依存 ⇒ うつ状態
 飲酒トラブル ⇒ 周囲との関係悪化、孤立

「うつ状態」... だけどうつ病じゃない？

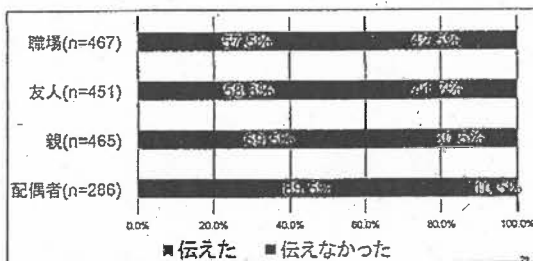
- ・ハイテンションでバリバリ仕事
- ・睡眠不足でも元気！
- ・無謀な行動をしてしまう



双極性障害

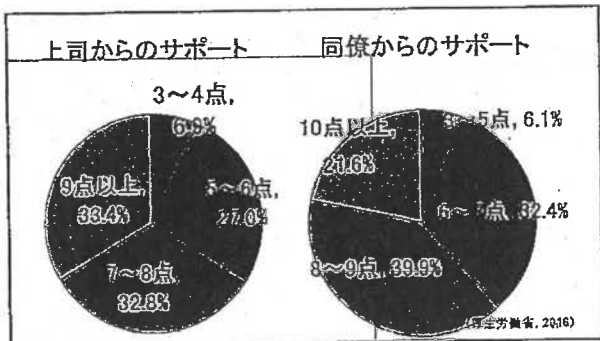
- ・抑うつ状態
- ・疲労感、不眠等の身体症状
- ・強い不安、自己嫌悪、自殺念慮

うつ病と診断されたことを、人に伝えたか



ワークシート2 ソーシャル・サポート

- (1) まず、あなた自身のことについて回答してみましょう。
- (2) 気になる人を一人思い浮かべてください。
 その人(〇〇さん)の気持ちになって〇をつけてみましょう。



演習1 “A先生からの相談”
(ワークシート3)

あなたは〇〇小学校(中学校)の教頭先生です。
あなたは、少し前から、A先生に元気がないことに気づいていました。

そこで、6月に入ったある日、A先生に声をかけ、2人で話すことにしました。

順番を決め、ワークシート3に記入しましょう

- ・教頭先生の役(聴く人)
 - ・A先生の役(話す人)
 - ・観察する人
- ⇒ それぞれ、1回 5分間ずつ担当します

1 事例1: 小学校教諭(20代)

- ・担任役の方は、A先生になりきって下さい！
話しやすいところから、話してみましょう。
- ・観察の先生は、良いところをメモしていきましょう。

1 ワークシートに記入しましょう

- ・A先生と観察の先生
→ 教頭①先生の良かったところを書きましょう
- ・教頭①先生
話してみて、どうでしたか。感想を書きましょう。


共有しましょう

1. 【事例1】から順番に、意見や感想を3人で共有しましょう。
2. 6人グループになり、小グループで出た意見や感想について共有しましょう。
疑問に感じたことがあれば、それも共有してみましょう。

まとめ

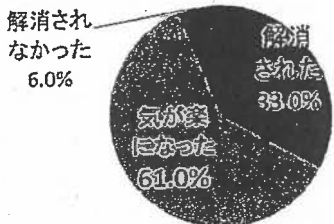
1. よく聞いて、気持ちを受け止めましょう
2. 頑張っていること、心配なところを伝えましょう
(必要に応じて受診をすすめる)
3. 今できていることが続けられるように支援しましょう

相談したことで、「強い不安や悩み、
ストレス」は解消されましたか？



(厚生労働省, 2013)

相談することで、強い不安や悩みは解消されたか



結果	割合
解消された	33.0%
気が楽になった	61.0%
解消されなかった	6.0%

(厚生労働省, 2013: 労働者健康状況調査)

演習2 病氣休暇の申し出があったとき

あなたは ○○小学校・○○中学校 の教頭先生です。
B先生は 〃年生の担任です。クラスには落ち着きのない子どもが複数
いて、個別の指導や保護者対応に追われ疲弊していました。
10月のある日、突然起きられなくなりました。精神科を受診したところ
「うつ病」と診断され、病氣休暇に入ることになりました。
医師からは、少なくとも3か月は休んだほうが良いと言われています。

共有しましょう

1. ワークシートの(1), (2), (3)について、
意見や疑問点を3人で共有しましょう。
2. 6人グループになり、小グループで出た
意見や感想について共有しましょう。
疑問に感じたことがあれば、それも共有してみましょう。

まとめ

1. 信頼関係に基づいて進めていきましょう
2. 先生ご自身のメンタルヘルスを、まず大切に
考えてください

【引用文献・参考文献】

- 井上麻紀(2015). 教師の心が折れるとき: 教員のメンタルヘルス 実態と予防・対処法 大月書店
- 香川県教育委員会(2016). 香川県教職員の心の健康づくり計画
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/fukuri/pdf/0_keikaku280401.pdf
- 香川県教育委員会健康福利課 健康管理関連資料 資料 2 管理監督者用「こころのライン大切に…」
https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/fukuri/pdf/2_linecare.pdf
- 川上 憲人(2016). 精神疾患の有病率等に関する大規模疫学調査研究: 世界精神保健日本調査セカンド 総合研究報告書
- 建設業労働災害防止協会(2018). 平成 29 年度建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業実施結果報告書
http://kokoro.mhlw.go.jp/statistics/files/kensetsu_zosen_scsyudan29.pdf
- 厚生労働省(2018). 平成 29 年労働安全衛生調査(実態調査)
- 厚生労働省(2017). 患者調査の概況
- 厚生労働省(2016). 労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf>
- 厚生労働省(2013). 平成 24 年労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)
- 厚生労働省(2008). 患者調査(総患者数, 性・年齢階級×疾病小分類)
- 教職員のメンタルヘルス対策検討会議(2013). 教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655_03.pdf
- 真金薫子(2018). 月曜日がつらい先生たちへー不安が消えるストレスマネジメントー 時事通信社
- 松本俊彦(2015). もしも「死にたい」と言われたらー自殺リスクの評価と対応 中央医学社
- 松本俊彦(2014). アルコールとうつ・自殺ー「死のトライアングル」を防ぐために 岩波書店
- 水田明子・古山浩志・山口久芳・巽あさみ・尾島俊之(2015). 中学校教員の多忙感, 互惠性及び信頼とメンタルヘルスとの関連 東海公衆衛生雑誌 第3巻, 67-72.
- 文部科学省(2018). 平成 29 年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
- 文部科学省(2018). 学校基本調査ー平成 29 年度結果の概要ー
- 文部科学省(2017). 学校教員統計調査ー平成 28 年度(確定値)結果の概要ー
- 文部科学省(2012). 教員のメンタルヘルスの現状 文部科学省初等中等教育局
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/088/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2012/02/24/1316629_001.pdf
- 森則夫・杉山登志郎・岩田泰秀(2014). 臨床家のための DSM-5 虎の巻 日本評論社
- 中島 一憲(2006). 教師のストレス総チェックーメンタルヘルス・ハンドブック ぎょうせい出版
- 日本イーライリリー株式会社(2017). 「うつ病に関する患者調査」調査結果
- 日本精神神経学会(2014). DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引 American Psychiatric Association ;Desk Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-5
- 高橋 祥友(2006). 自殺予防 岩波書店
- 高橋 祥友(2006). 医療者が知っておきたい自殺のリスクマネジメント 医学書院

学校の危機管理研究Ⅰ 第5回・第6回
学校の危機管理と教職員のメンタルヘルスⅠ・Ⅱ

ワークシート

ワークシート 1 ストレスチェックをしてみよう

最近 1か月くらいのあなたの様子にあてはまるものを 1つ 選び、数字に ○ をつけましょう。

		あ な た				〇 〇 さ ん			
		ほとん どな かつ た	とき どき あつ た	しば しば あつ た	ほと んど いつ もあ つた	ほと ん どな かつ た	とき どき あつ た	しば しば あつ た	ほと んど いつ もあ つた
1	ひどく疲れた	1	2	3	4	1	2	3	4
2	気がはりつめている	1	2	3	4	1	2	3	4
3	ゆううつだ	1	2	3	4	1	2	3	4
4	へとへとだ	1	2	3	4	1	2	3	4
5	不安だ	1	2	3	4	1	2	3	4
6	何をするのも面倒だ	1	2	3	4	1	2	3	4
7	だるい	1	2	3	4	1	2	3	4
8	落ち着かない	1	2	3	4	1	2	3	4
9	気分が晴れない	1	2	3	4	1	2	3	4

あなたの合計点	得 点
1 + 4 + 7 (疲労感)	点
2 + 5 + 8 (不安感)	点
3 + 6 + 9 (抑うつ感)	点

〇〇さんの合計点	得 点
1 + 4 + 7 (疲労感)	点
2 + 5 + 8 (不安感)	点
3 + 6 + 9 (抑うつ感)	点

ワークシート 2 ソーシャル・サポート

あなたの周りの方々について伺います。最もあてはまるものに○をつけて下さい。

		あなた				〇〇さん			
		非常に	かなり	あまり	全くない	非常に	かなり	あまり	全くない
1	上司と気軽に話ができる	1	2	3	4	1	2	3	4
2	同僚と気軽に話ができる	1	2	3	4	1	2	3	4
3	困った時、上司は頼りになる	1	2	3	4	1	2	3	4
4	困った時、同僚は頼りになる	1	2	3	4	1	2	3	4
5	上司は、個人的な問題を相談したら、きいてくれる	1	2	3	4	1	2	3	4
6	同僚は、個人的な問題を相談したら、きいてくれる	1	2	3	4	1	2	3	4

あなたの合計点	得点
上司からのサポート 15-(1+3+5)	点
同僚からのサポート 15-(2+4+6)	点

〇〇さんの合計点	得点
上司からのサポート 15-(1+3+5)	点
同僚からのサポート 15-(2+4+6)	点

ワークシート 3 “A先生からの相談”

あなたは〇〇小学校（中学校）の教頭先生です。

あなたは、少し前から、A先生に元気がないことに気づいていました。

そこで、6月に入ったある日、A先生に声をかけ、2人で話すことにしました。

●事例1 教頭①先生：_____さん A先生：_____さん 観察：_____さん

↓ 「教頭①先生」の良かったところを書きましょう（①先生は、感想を書いてみましょう）

●事例2 教頭②先生：_____さん A先生：_____さん 観察：_____さん

↓ 「教頭②先生」の良かったところを書きましょう（②先生は、感想を書いてみましょう）

●事例3 教頭③先生：_____さん A先生：_____さん 観察：_____さん

↓ 「教頭③先生」の良かったところを書きましょう（③先生は、感想を書いてみましょう）

ワークシート 4 病気休暇の申し出があったとき

あなたは ○○小学校 ・ ○○中学校 の教頭先生です。

B先生は 〃年生の担任です。クラスには落ち着きのない子どもが複数いて、個別の指導や保護者対応に追われ疲弊していました。

10月のある日、突然起きられなくなりました。精神科を受診したところ「うつ病」と診断され、病気休暇に入ることになりました。

医師からは、少なくとも3か月は休んだほうが良いと言われています。

- (1) あなたは、これから、子どもや保護者にB先生の病気休暇について伝えなければなりません。その際、子どもや保護者に対して、どのような配慮や働きかけが必要だと考えますか。

- (2) まわりの先生方にB先生の状況を伝え、病気休暇中の協力体制を作っていく必要があります。協力をおおぐにあたって、まわりの先生方に対して、どのような配慮や働きかけが必要でしょうか。

- (3) B先生の病気休暇にあたって、他にも配慮が必要だと思われることや、他の先生の意見を聞いてみたいこと(疑問点)があれば、書いてみましょう。

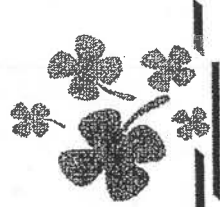
復職支援について

(一財)香川県教職員互助会
臨床心理士/公認心理師
小西 重紀子



職場不応とその対応

- 1 不調者への配慮(休むまで)
- 2 管理職の対応(休んでから)
- 3 復職判定から復帰へ
- 4 職場での対応(復帰後)



職場でのメンタルヘルス対応の基本原則

職場にはできないことが存在する

職場は病院・リハビリの場ではない
= 「治す」ところではない。ただし、「治りかけ」が一番不安定

上司・同僚は家庭・家族のかわりにはなれない

時間は無限ではない

障害は残る場合がある

精神疾患事例は必ず発生する

参考：平成30年10月11日(一財)地方公務員安全衛生推進協会主催メンタルヘルスマネジメント実践研修会資料
(公社)日本精神保健福祉連盟常務理事 / 東京産業保健総合支援センター 大西守 氏 作成 2

1 不調者への配慮

職場(学校)で扱うのは

「事例性」

- ① 職場集団の平均的な姿からの乖離
- ② その人の[通常]の行動様式からの乖離

専門家に任せるのは

「疾病性」

- ①②の「問題行動」の背後に病気が存在しているかどうか

早期対応のためのポイント 気づく

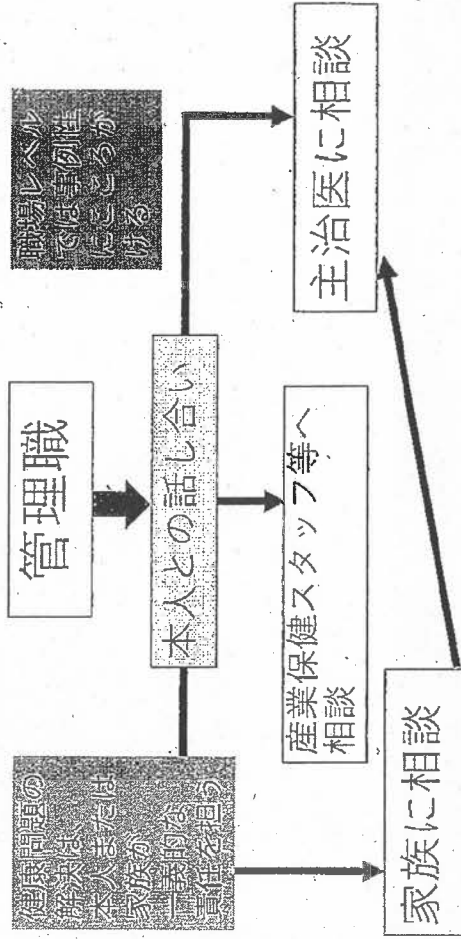
ピアサポートのためのチェックリスト

出典：真金薫子(2018)『月曜日がつらい先生たちへ』時事通信社

- 遅刻や欠勤、打ち合わせに遅れてくる事が増えた
- 日常の会話が減り、雑談をしなくなった
- 表情が乏しくなり、笑わなくなった
- 肩間にしわを寄せている事が多くなった
- 身だしなみが乱れ、清潔感がなくなった
- 仕事の能率が低下し、提出物の遅れ等が目立つようになった
- 採点や評価の間違い等、うっかりミスが増えた
- 児童生徒や同僚とのトラブルが増える等、怒りっぽくなった
- 職員室で居眠りをしている事が増えた
- 机の上が散らかり、整理整頓ができなくなった

※ 一目で気づくのは無理、長時間の面談をするより、こまめなコミュニケーションをはかることの方が有効。

問題発生時の対応の流れ (リスクマネジメント會)



参考：平成30年10月11日(一)地方公務員安全衛生推進協会主催 メンタルヘルスマネジメント実践研修会資料 (公社) 日本精神保健福祉連盟常務理事 / 東京産業保健総合支援センター 大西守氏作成 6

うつ病の経過

①療養に専念する時期

- レベル1：睡眠時間が極端に長く、一日中寝ている。
- レベル2：家の中でごろごろすることが多い。
- レベル3：日中横にならずに起きていらられる。
少しなら外出も可能。意欲も少し戻る。

②復職を考え始め、復帰の意思表示をする時期

- レベル4：朝は無理だが、午後からなら外出できる。
長時間の外出・人混みは疲れる。
- レベル5：午前中から外出可能。
集中力・判断力も戻ってくる。

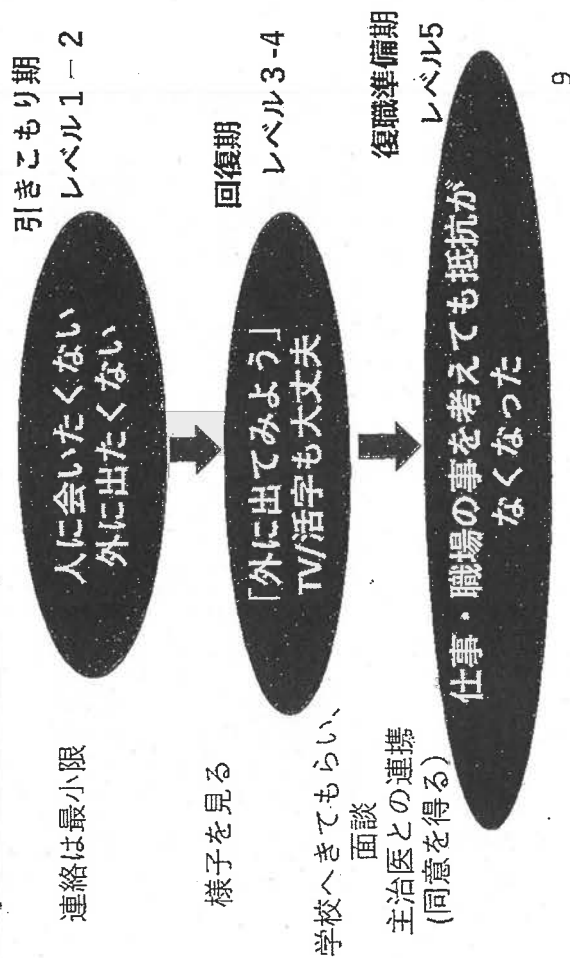
2 管理職の対応 (休んでから)

病氣休暇 90日間を超えない範囲

病氣休暇 3年間を超えない範囲

給与 満1年まで80/100支給
2年目から無給になるが、傷病手当金が支給される (詳細は労務資料参照)

うつ病の経過と管理職の対応



9

第1段階 当該教職員に会う(傾聴の姿勢)

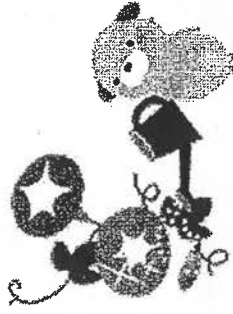
○まず当該教職員の話をあらかじめ聞いておく。
(不安や復職に関する希望など)

【本人から復職希望があり、病状の回復状況にある場合】
職場復帰の時期については 本人の了承を得て、
主治医との面談(有料)をし、相談をするのが望ましい
→ 主治医が「復職可」とするハードル(病状の回復
レベル)より学校のハードル(業務遂行能力)が
高い場合がほとんど <抜粋資料P2-3をご覧ください>

11

3 復職判定から復帰へ

- 第1段階 当該教職員に会う
- 第2段階 当該教職員への具体的配慮
- 第3段階 職場復帰プログラムの実施
→健康審査会
→復帰



10

第2段階 当該教職員への具体的配慮

- 業務の軽減を行う
→理解・判断・集中力は休職前の半分以下
担任を外す、分掌の軽減など
- 机の位置などにも配慮(「居場所」への配慮)
- 支援パートナーへの依頼
周囲の同僚の方「軽減」について理解してもらおう
- 職場で配慮できる事、
本人に自助努力を求めめる点を明確にする
家族に、職場で配慮できる限界を説明する

12

第3段階 復職プログラムの実施～復帰

- 職場復帰プログラム <詳細は抜粋資料P4-5をご覧ください>

目的

- 休業した教職員が円滑に職場復帰すること
- 再発を防ぎ、心の健康を維持すること
- 継続して安定的に業務ができるようにすること

復帰の時期～徐々に慣らしていくような

緩やかな復帰を目指す

- 夏季・冬季休業中などの期間
- 月曜日から復帰するよりは週の半ばあたりから

13

メンタルヘルズ相談・職場復帰支援（面接・電話相談）

平日の相談

日 時：月～金曜日 9:00～17:00
 相談員：臨床心理士/公認心理師 溝口 盛治
 臨床心理士/公認心理師 小西 亜紀子
 場 所：高松市天神前 6-1
 香川県天神前分行 3F
 健康福利課内健康相談室
 ☎ 087-832-3860（溝口）
 ☎ 087-832-3798（小西）

予約受付：月～金曜日 8:30～17:00 ☎ 087-832-3860, 087-832-3798
 ※電話相談も予約が必要です。

土曜日の相談

日 時：第2・3・4土曜日
 9:00～12:00, 13:00～17:00
 相談員：臨床心理士 廣田 邦義（第2）
 臨床心理士/公認心理師 小西 亜紀子（第3）
 臨床心理士/公認心理師 溝口 盛治（第4）
 場 所：高松市西内町7-11
 香川県高等学校PTA会館2F
 ☎ 087-823-8349

職場復帰のためのサポートグループ

精神疾患により病休中の教職員（希望者）を対象に、臨床心理士/公認心理師（溝口・小西）が集団による心理療法を実施します。
 月1回、同じ境遇にいる者同士が体調や仕事、復帰に向けた不安などを語り合うことで、困難な現実を受け止めていけるようになることを目指します。

申込・問い合わせ先：香川県教職員互助会 ☎ 087-832-3860, 087-832-3798

4 職場での対応（復帰後）

持続的なフォロー

- 短時間の面談を定期的に行う→再燃の可能性も考えておく
 眠れているかどうか等、生活リズムのチェック

- 可能なら家族とも定期的に連絡を取る

+

復帰後も主治医に管理監督者が相談できる環境を本人の了承を得て作っておくのが望ましい
 →家族との信頼関係の構築、早期介入を容易にする

- 当該教職員が復帰することにより、負担がかかる教職員に対しても、管理職は声かけなどの配慮を行う。

14

ご清聴ありがとうございました

お手ずきの時間にぜひ添付資料
 「白い丸いテーパー」もご一読ください。



孤立しない・させない学校を ～白い丸いテーパー

配慮を要する子どもたちへの対応で苦慮し、保護者からの執拗かつ攻撃的な非難を受ける中で、ついに心折れて自殺してしまっただけの小学校の新任女性教員がいました。そこに職場の人間関係(ギリギリの共同性)があれば、仮にきつい批判や要求が繰り返されたとしても、そのことだけで教師は意を決するわけではないと思うのです。しかしここには、それがありませんでした。いえ、彼女が赴任する1年前までは確実には存在していたのですが、それがあっという間に消失してしまっただけです。そのただなかに、彼女は新採教師として赴任することになりました。

1学年1学級の小さなこの小学校は教職員10名、当初は和気あいあいとした雰囲気だったそうです。中休みになると、一人の教師が校庭で子どもたちの安全を見守る以外、残り9人の教職員が必ず、職員室の片隅におった「白い丸いテーパー」に集まって、お茶を飲み、いろんな話をしていたそうです。3時間目のチャイムが鳴る直前には「さあ、子どもたちが待っています。楽しく授業をしましょうね」と呼びかけあっていたそうです。

ところが彼女の自殺の1年前に、リーダーシップを発揮する、特色づくりのために数値目標を持って、教員評価を厳しく査定し、といった管理強化の役割を担わされた校長が赴任してきて、校長はその白い丸いテーパーを撤去してしまいました。そこから職員室の雰囲気は一変しました。ギスギス感が漂い、誰も職員室に戻らなくなりました。教室に閉じこもるようになりました。

その年に5人の先生が「こんな学校でやってられない」と転任希望を出し、校長も「だったら出て行け」という形ですべての教師を追い出してしまいました。担任を持つべき7人の教師のうち5人もがいなくなりました。もとの1年生のクラスは、相当にしんどいということがわかっていましたので、残った教師のいずれも持ちたがりません。そんななかこの新任教師が「はめられた」ようにして、2年生のクラスを受け持つことになるのです。

職員室は「他人のことなんかかまっていられない」というよそよそしい雰囲気。管理職は、新任教師の指導がなっていないから、保護者からクレームが来るのだという態度。誰も、彼女の置かれた状況に気遣う余裕も雰囲気もない職員室。いくらやっても追いつかない仕事、学校に迷惑をかけられないというあせり、能力が低いからと自分を責める気持ち、見捨てられているという孤立感。希望に胸ふくらませ、教師生活をスタートさせるには、あまりにもむづがざる職場環境がそそるすぎていました。

ついに彼女は心折れてしまいます。病院に行きましたが「抑うつ」(主に環境が原因)となつての適応障害)と診断され、家人のすきをついての2回目の自殺企図で亡くなりました。教師になつてわずか2ヶ月、子どもたちの担任をして、わずか8週間でした。

亡くなった教師の父親は、私にこう言いました。「赴任した学校に、もしそれまではあったという職員室の片隅の“白い丸いテーパー”が残っていたら……うちの娘は死ななくて済んだかもしれない」と、涙一つこぼさず、ひと言一言かみしめるようにおっしゃいました。

何を言いたいか、分かりませんがどうですか? 同僚性だとか共同性は、一見ムダと思われた時、間と空間が創り出すものなのです。それがこの学校では「白い丸いテーパー」に象徴されるものでした。児童・生徒対応もしんどい、保護者とのトラブルも長期化している。それでも最後の下支えになるのは、あるいは学校や学校が崩壊せずに、展望をきちんと切り開き、事態の打開に向けて動き始めるパワーが湧くかどうかは、この“のりしろ”に相当するものが、みなさんの校にあるかどうかでしょう。

すべての教師のために

2016年5月1日発行

執筆者

小野田正利/大阪大学教員(心理学研究科)
田中康雄/精神科医

こころとからだのクリニック 村すびめ院長
北海道大学名誉教授

石橋雅義/筑波大学教授
(人間発達科学部知能・発達行動障害学分野)

木村百合子さんご両親

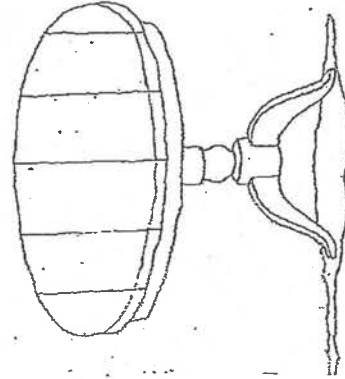
橋口亜希子

木村百合子さんプロジェクト事務局

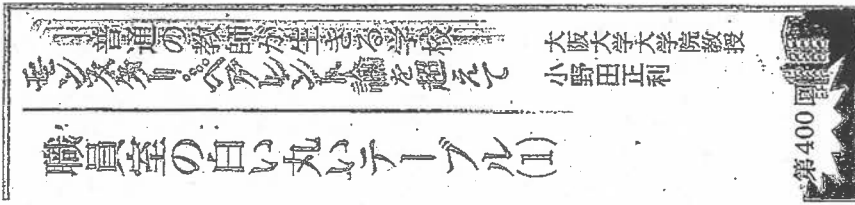
装丁 小川晋平/デザインとコミュニケーション

発行元

木村百合子さんプロジェクト



©2016 SHIMP



Point

- ① 教職員が笑い、語り合う場の象徴であった白い丸いテーブルを校長が撤去
- ② いつにもなく苦悶感が漂う中で、孤立した新任教師がわずか2カ月で自殺
- ③ 教職員の共同性は、汗と笑いの中から生まれない

400回で原点を振り返る

保護者との関係づくりの難しさ、学校の抱えている各種の課題を、ありきたりではない切り口で論じてきたつもりだ。この9年間で連載は400回という大きな数となる。いま振り返られている「働き方改革」「チーム学校」といった受けのいいキャッチコピーを語る前の、教職員をつなぎとめる原動力に立ち返りたいと思う。以下の内容は、すでに拙著『それでも親はモンスターじゃない』(学事出版、2015年)などに掲載したが、それは若干の修正を加えて展開する。保護者からの無理難題的な要求が増えつつあり、深刻なトラブルに発展することがあるということ、

をテーマで示した私の研究が大きく新聞(朝日、2005年6月26日)で取り上げられた1年後の06年、東京都新宿区立の小学校で新任女性教師(23)が、自宅で自殺を図り6月1日に亡くなった。教員養成学部を卒業し、在学中から中央区立の小学校でアシスタント・ティーチヤーとしてボランティアをした努力家。希望に胸を膨らませ教師になつたにもかかわらず、配属を要する子どもたちへの対応で苦悶し、さまざまな保護者からの物議で攻撃的な非難を受ける中で、ついに心折れて自ら命を絶つてしまった。

仮にきつい批判や要求が繰り返されたとしても、そのことだけで教師は死を選ぶわけではない。そこに職場の人間関係(きりぎりしの共同性)があれば、それは防げると思うのだ。しかし、この学校には、それがなかった。いや、彼女が赴任する1年前までは、確実に存在していたのだが、それがあつたという間に消失してしまつた。そのただ中に、彼女は新任教師として赴任することになった。

テーブルを捨てた校長

この小学校は、児童数100人足らずの小さな

学校で、1学年1学級で教職員10人、それまでは本道に和気あいあいとした雰囲気だつたところ。中休みにになると、一人の教師が校庭に出て遊んで子どもたちの安全確保を見守る以外、残り9人の教職員が必ず、職員室の片隅にあつた「白い丸いテーブル」に集まって、お茶を飲みながら、いろんな話をしていたという。おそらくそのテーブルの上には、誰かが旅行先で買ってきたお土産があつたり、アイブームとなつているお菓子も飾つていたことも多かつたであろう。そして3時間目のチャイムが鳴る直前になると「さあ、子どもたちが待っていますよ。楽しく授業をしましょうね」と呼びかけあつていたという。

ところがこの学校に「リ・デザイン」を唱へる。「特色ある学校づくりのために数値化できる目標を持って」「教員研修を徹底し直定しろ」といった管理強化の役割を担われた女性校長が、06年(新任教師自殺の1年前9月)に赴任してきつた。校長はその白い丸いテーブルを見るなり「なんだ、こんなもの!」と言つて、テーブルを取り除けて、職員室から撤去してしまつた。そこから職員室の雰囲気は一変した。ミスミス感ばかりになり、誰も職員室に戻らうとせず、担任する教室に閉じこもるようになっていく。重苦しい空気が学校中を覆い、笑い声が消えていつた。

06年の人事異動希望調査で、5人の教師が「こんな学校でやつたられない」と転任希望を出し、校長も「だつたら出て行け」という形で5人の教師を追い出してしまつた。校長、教頭、教務主任

を除く、学級担任を持つべき7人の教師のうちをんと5人が転任し、入れ替わるといふ異常な陣容で06年度を迎える。

もともと05年度に1年生だつたクラスは困難な課題を抱えた子が複数在籍し、進級した後も相当にしんどいということとは分かっていたので、前年から在籍していた(残つた)2人の教師のいずれも持ちたがらなかつた。そんな状況の中で校長によつて、この新任教師が「はめられた」ようにして、2年生のクラスを受け持つことになった。

当然、学校の職員室は「他人のことなんかまづいていられない」というよそよそしい雰囲気、新任教師を指導する立場の教師も、転任してきたばかりの上で、新1年生のクラス担任をもつていて、いつぱいいつぱいの状態。校長などの管理職は、新任教師の力量が低く指導がなつていないから、保護者からのクレームが来るのだといわんばかりの態度。誰も、彼女の置かれた状況に気遣う余裕も、そして雰囲気もない職員室。

いくらやつても追いつかない仕事、学校に迷惑をかけてはいけないというあせり、自分の能力が低いかどうなつてきているんだという自分を責める気持ち。そして誰からも見捨てられているという孤立感。希望に胸を膨らませ、教師生活をスタートするには、あまりにもむづかしい職場環境がそろそろあつていた。追い詰められる中で友人たちにも「(自分が)本気になる」と囁きかけていたという。ついに彼女は心折れてしまつた。5月31日に自殺を図つたが未遂となり、母親とともに精神科を受

診する。「抑うつ」(主に環境が原因となつての適応障害)と診断され、家人の機をついての2回目の自殺企図で亡くなった。教師になつてわずか2カ月、初めての教員生活となる子どもたちの担任をしてわずか8週間だつた。

亡くなつて2カ月あつた8月になつて、母親はメモ帳に替わられていた彼女の遺書を風つけた。「無責任な私を許してください。全て私の無能力が原因です。家族のみんな、ごめんさい」

ムダと思われた時間と空間

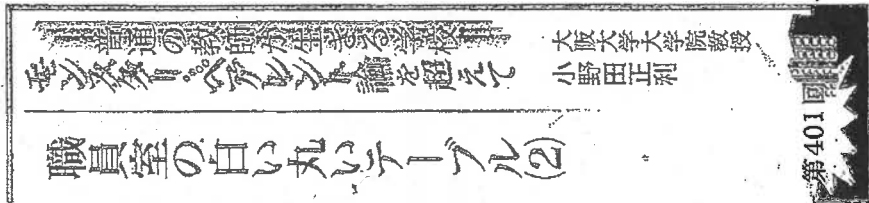
亡くなった教師の父親は、私にこう言つた。「娘が赴任した学校に、もし1年前と同じように……あの小学校の職員室の片隅に「白い丸いテーブル」があつたら……うちの娘は……死ななくて済んだかもしれない……」と、涙一つこぼさず、ひと言ひと言がみしめるようにおつしやつた。

何を言いたいか、分かつてはいたけるだろうか? 同僚性とか共同性は、いくら研修を積んでも生まれない。経験研究会をやろうが、マッシュメント研修をやろうが、そんなものからは、理由は分かつても「真意」は何もない。一頁、ムダと思われた時間と空間が、それを切り出してはいたのだ。それが、この学校であれば、まさしく「白い丸いテーブル」に象徴されるものだつた。児童対応もしんどく、保護者とのトラブルも長期化している。それでも最後の下支えになるのは、あるいは学級や学校が崩壊せず、希望をきちんと切り開き、

事態の打開に向けて動き始めるベアウが強くかどつかは、この「のりしろ」に相当するものが、みなさんの学校にあるかどうかなのだ。

先生方の学校に、宿習型の職員旅行は強つていきますか? 1年に1回でもいい、みんなでスゴイツを楽しみ、腹の底から笑ひあえるようなレクリエーションの場はありますか? この20年あまりの間につぶされたり、廃止されてきたところが多いように聞いている。一人の教職員が亡くなるということは、一人の教職員が心の病で倒れていくことは、莫大な損害をもたらす。それは数字やデータで表すことのできない苦しみとなつて、関係者を襲う。家族も同僚教師を含めて、本当に大きな悲嘆に暮れる毎日が続くのだ。

レクリエーション後の打ち上げで、汗を拭きながら、笑みがかはれ話もはずむ。職員室の日ごろのしかめつ面をしてはいた様子とは、また違った側面を互いに見ることができよう。先生たちだから、必ず子どもたちの話から始まる。やがてそれが先生の言い合いになり、笑ひすそで涙も出てくる。個人の家での様子も、乳飲か子を抱えていることも、介護を必要とする者親を抱えていることも、こころはじめて知ると同時に「いろんな事情をみんな抱えているんだな……」と思うことで、私の言う「きりぎりしの共同性」の養地が生まれてくるものだと思う。共同性とは本来「汗と笑い」のなかから、生み出されるものだ。「チーム学校だ!」と余仏のように叫んでも、もつたばつて研修会の会合を開いても、それは遅のくだけだ。 (2)



Point

- ① 亡くなった新任教師の父親が、娘の勤務した学校の示回帳を訪ね歩く中で語られた「白い丸いテーブル」の存在
- ② 公務員認定は新任後からのサポートがなかったことであるが、それ以前に職場の雰囲気が悪んでいるかどうかだ
- ③ ティーム学校の名の下に、すべてがフォーメーションな会合になっていくことの危うさ。「大きな物語」に巻き込まれ「小さな物語」が摘み取られていく

なぜ娘が死を選んだのか

2006年5月31日の夜、東京都新宿区立小学校に勤務していた新採の女性教師Sさんが自殺をしたとき、父親Mさんは海外の日本人学校の校長として赴任中だった。1回目の自殺未遂の連絡を受け、急ぎ母親Fさんは日本に戻り、娘を病院に連れて行ったが、2度目の企図で亡くなった。Fさんによれば、Sさんが最後に発したのが「子どもはかわいい」という言葉であったという(父親

善之・佐藤博樹著「新採教師はなぜ退いてしまったのか」(文芸研究 2010年、140頁)。

Mさんは任期を終えて、元の市立中学校の校長に戻った。二回報をして戻居していた義妹の誰かが「なぜ死ななければならなかったのか」という疑問を抱いていた。同じ学校教育界に身を置く者として、娘Sの勤務した学校はいつたにどういう環境にあつたのか、職場の人間関係はどんな状態であつたのか、Sが危機的状態にあることを気づかなかつたのか、他に手をさしおのべてくれる職場の回帳はいなかつたのか、などを知らなくてMさんは、04年から06年の間にこの小学校に勤務していた教師たちを訪ね歩いた。

もちろん面会を拒否された方もいたが、応じてくれた関係職員の話を総合すると、校長のワンマン的學校経営が06年の赴任直後に一番に突き進み、誰もその異常さをいさめられず、エスカレートしていったことを知り愕然とする。職員室の片隅にあつた「白い丸いテーブル」の撤去の話は、複数の関係職員の口から語られたという。

私がMさんと初めてお会いしたのは、09年1月に日本大学文理学部教育学科での記念講演をして

いた時だった。その前に公務員認定を求めての代理人をしていた川人博幸弁護士から、詳しくSさんの父親Mさんの話を聞いていた。09年6月13日には、私が主宰する研修院による学校保護者関係研究会にMさんをお呼びし、この新宿区の悲しい事件について当事者家族として語られる中で初めて「白い丸いテーブル」の話をされた。その後、Mさんが勤務する中学校で私が研修会講師を頼まれ、さらに詳しい事情を聴いたりもした。

地公災の不服審査請求で認定

Mさんとは、Sさんが自殺する直前2カ月の超過勤務が月100時間を超えていたこと、初任者であるSさんへの学校のサポート機能が脆弱であつたこと、保護者からの人格攻撃を含めた度重なる苦情に苦しみ精神疾患を強症したことなどで自殺に至つたとして、公務上の災害にあたることでの認定を求める申請を06年10月にした。しかし、地方公務員災害補償基金(地公災)東京都支部は「公務外」との判断を08年6月に下したため、Mさんらは異議申し立てを行い、10年3月に逆転裁決となり公務災害として認定された。なお、同じ06年に自殺した西東京市立小学校の公務員災害申請は3回とも地公災で否認され、裁期にまで持ち込んで認定とされたことは、本連載の「西東京市立小の新採教師自殺事件」(256回)・(261回)判決確定後に334回)で述べた。

10年5月8日に東京でSさんの公務員認定のお礼と報告の会が開かれ、私も出席した。列陣し

た関係者にその後送られた連絡のMさん・Fさんからのハガキには次のように書かれていた。

「当日は100名を超す方々に参加をいただき、お礼と報告をさせていただくことができました。あらためてご支援していただいた皆様様に心より感謝を申し上げます。ありがとうございました……」出席いただいた父善之・一輝大学を尊敬するよりは「他者と共にする関係がつかない合うつことこそが希望の遠」と、小野田正利・大阪大学大学院教授からも「同僚性や共同性は一旦失うと思われた時と空間が作り出している」とのアドバイスをいただきました。いずれも今日の学校と先生方の置かれた環境に必要なものをご教示いただいていると感じます。(後略)

地公災が公務災害として認定した理由の一つは、新採教員にとっては困難な環境に置かれ、人事異動によって多くの教員が新たに入れ替わつたという混乱状況と、明らかに加配教員が必要な状態にありながらクラス担任を持たされ、Sさんは擔任直後から支援(サポート)が十分に受けられなかったことが挙げられているという。むしろ地公災の認定書に、白い丸いテーブルの話があるはずもないが、この支援の中身には、例えば、05年ごろから横浜市が進めている初任者教員に対する「メンター(助言者)チーム」(若手教員養成に新システムを)09年11月27日付本誌参照)といった「制度的な支援」だけでなく、インフォーマルな遊んだ雰囲気ともいふべき「職場の居心地の良さ」といふような(しかも強力な)支援が、実は最

も重要なのだと私は考える。

「つまらない自分の話」を話せるか

実は身近に存在するほんとうの「事物」や「機会(チャンス)」を、非効率だとお邪魔だとおとら思つて、教職員たち自身が、管理職が、そして教員評議会が破壊することによって、逆に緩やかな組織(ほぐし合)すら消し去つてはいないか。本当に大事にしなければいけないのは「制度的ではない支援」の方だということだ。危惧するのは「制度化された連絡、協議の場」が、チーム学校の合言葉で、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)などの別領域の専門家との連携の名の下に、いくつも作られていくことで、より断りに追いやられていくゆとりや「ゆとり」の行方だ。

私自身もSSWのスーパーバイザーをする立場にあり、それゆえ「ケース会議」や「〇〇連絡協議会」といった情報交換の場が必要であることは分かっている。しかしそういった組織体制に組み込まれた場で、それぞれの教師自身が発言する内容は「フォーマルなもの、確たるものでないといけな」という強迫観念に支配されているのではないかと感じることも多い。どうやら学校全体で共有されている価値観に支配され、行動や思考が「大きな物語」(J・F・リオートル)に巻き込まれていっているのではないだろうか。個々の教師が直感的に思つた手ともの変化や気になることは「まだ不確かなことであつて、この会議の場では話す

ことではない」と躊躇してしまふ。つまり「小さな物語」が消えているのである。

長く中学校に勤務して、小学校で教壇を離れた後、再び中学校の教壇になり退職した、ある教師から真似録の話を聞いた。2000年過ぎに中学校に戻つたとき、職員室の各教師の机の上に粘着メモが何枚か貼られていた。それらは、週毎は口頭で話をすれば足りるような内容の、いわゆる走り書きメモであつた。近距離にいながら直接に話すのではなく、粘着メモでやりとりすることが、コミュニケーション手段の一つになつていふことに驚いたという。いや、それだけ学校全体が多忙になつていて、直接に話をする機会(場面)が本当に少なくなつていふので、ほう(報告・れん(連絡)の代替として必然化したものだったようだ。会社組織では、目の前にいるにもかかわらず、パソコンメールでチャット(会話)することが増みつあつた頃と軌を一にしている。

加えて、そう(相談)は、すべてがフォーマルな場に移行しつつある。あなたたちの学校では、職員会議だけでなく、もはやケース会議や学年会あるいは生徒指導部会で、話す人は決まつていないか? さらに、話す内容や会議の進め方や結論も決まつてはいないか? 学校のためにという「大きな物語」にからめ捕られ、個々の教職員の適った行動・意見はもちろん、生きがい・悩みといった「小さな物語」が摘み取られてはいないか? どうしてもいい自分のつまらない話を、職場の誰かに話すことが、あなたにはできていないか? (2)

「職場の教師が考える学校」
 大坂大学大学院教授 小野田正利
 第402号
 職員室の白い丸いテーブル(3)

- Point
- ① もともと楽な場は自然発生するものだった
 - ② 無くなってしまうのなら、もう一度作り直せばいい。しかし「強い」ものにはなっていない
 - ③ 教職員の悩みを共有できる場は、同じ職場に限定されず、学校の外にも多様にある

あめ玉工コから始める

みなさんの学校に「白い丸いテーブル」がなければ、創り出せばいい。私は2010年前後の講演では、それを「あめ玉工コから始める、白い丸いテーブルづくり」と言っていた。職員室の出入り口のイスの上に小さな籠か箱を置いて、その中にあめ玉を数個入れておく。経業への行き帰りに誰かがそれに気がついて「おつ、1個もらおうか」と口に含み、糖分というエネルギーが補給されるながら教室に向かう。あめ玉が少なくなることで、自体、誰かが気づいてくれているという証だ。

やがてそのうちに、自分が入れたものではない別のキャンデーやチョコが放り込まれていたりす

る。それが「気づいてへの返返し」だ。しばらくするとその場所に、湯飲み茶碗と折りたたみイスを持つてきて、あめ玉や茶葉を食べ始める職員が出はじめた。それを見て「私も!」と誰かが寄つてきて雑談がはじまる。またそこに人が集まる。「ここに狭いから、あの空きスペースに置き場所を移そうか?」「じゃあ、私の家に使わなくなったテーブルがあるから、今度持ってくるね!」

もともと、この学校にもテーブルなんて存在しなかった。それが自然発生的に、何気なく創り出されていった歴史は、どの学校も持っていると思う。イスからテーブルまで発展するのに半年かかるかもしれないし、3年かかるかもしれない。長さが問題ではない。もういつたことを気づく人がいるということ、それに感謝する人がいることと成り立つものである。「白い丸いテーブル」は過去の記憶の中にあるものではなく、いつでもそしていまからでも創り出せるものだ。

ある中堅教師は「自分は学級通信を運んでやっている」と言った。子どもたちだけでなく、先生たちの方も印刷し、職員室の机の上に置いておく。忙しい今の時代、他のクラスの通信なんか読んで

いる暇はないだろう。それでも1学期に1回、廊下ですれちがいに「せんせ、学級通信、読ませてもらってたね!」よかつたね。〇くん、最近は何かに学級に来ていたんだ。せんせの努力が報われたね」と語りかけてくれる。それを聞いただけで「ああ、自分もこの学校で何とかやっていけるかもしれない」と何度も思つたという。

90年代なかばの女性教師は「漬物物おぼちゃん」と呼ばれていた。週に1回、自分で作った漬物物を学校に持ってきて、ふるまひながら「おぼちゃん、お母ちゃんのこと、どうさがウマい?」と饅口をたたく。若い先生たちと話をすると、90代のスポーツマンのイケメンの先生は「自分たちはそれを「スナック会」を週してやっている」と言った。私は当初「みんなでスナックに飲みに行くのか?」と思つたのだが、まったく違っていた。毎日第3木曜日の夕方5時半ころから30分間、それぞれが好きなスナック菓子を持ち寄り「なぜこのスナックが好きか?」を、うんちくを垂れながらバリバリガリガリと、お茶を飲みながら食ふ。散らかし「まあ、本日はこれで終了! あとこれくらいかかろかわからへんけど、残業すつつか!」とそれぞれの持ち場に帰っていくというのだ。

「おかしテーブル」

いずれほとんど、取るに足らないたわいのないことである。しかし人はそういう中で、自分は助けられているんだ、他人に相談できるんだ、という安心感を得ていく。肩に力を入れずに、ほ

そく、ながく、そういうことが嫌いの某のように振られていることが「暴発」を防ぐ最大の安全弁になつて思う。教師経験のある大学教師の白岩博明さんが論文の中で、自身の経験として教職員の自然なコミュニケーションの場として「おやつテーブル」の話を紹介している。09年に新設校として1年生からの順次募集という形で開校した小学校でのことである。

ある日、冷感庫と流し台に近い一つの空きテーブルに、放課後の限られた時間、教職員が集うようになった。しかも、甘いものを持ち寄つて。いつしか「おやつテーブル」と呼ばれるようになった。雑談がリードするわけではないが、時折着理職も加わつて自然とミーティングが始まる。…会話の内容は多岐に及ぶが、軽食の甘さやコーヒーの酸味が気分を和らげるのか、リラックスした雰囲気の話が弾む。…安全感をもつて自由に話した「おやつテーブル」には、真実になつて向き合う教職員の姿があった。…(それが)教職員の間の意思疎通を図る機能を有していたと言える。(白岩博明「開かれた同僚性」を考へる」広島工業大学経営教育研究16号、2017年、23頁)

「同僚性」という言葉の危うさ

学校が増える多くのトラブルを耳聞きする中で思うことは「白い丸いテーブル」のようなものがその学校にあるかないかだ。10人のスポーツマン教師の存在に勝るのは「白い丸いテーブル」である。しかし今の時代は、社会が複雑化しているの

と同じように、学校組織も複雑し、人間関係も多岐である。同じ職場の人たちの前では「業の自分」をさらけ出さず、と思ふ教職員もいるだろう。「みんなの輪の中に入つてこないので」といつつ「つれない奴だ」と決めつけてしまうこと自体が危ない。その集団自体が閉鎖性に支配されたり、不必要な同僚性を「善きもの」と勝手に思いこんだりしてしまう。「加わらない!」あるいは「いつでも抜け出す(退任)」の権利は誰にでもあることを、認め合う雰囲気が必要条件だ。

教師文化や教師教育研究を長く続けている久富善之さん(一橋大学名誉教授、前頁参照)は、同じ職場に勤務する教職員の関係性に「同僚性」(collegality)という言葉を使うことに批判的な論議を書いている。特に若い教師にとっての専門職仲間、同一の職場にいる者に限らず、別の職場であつてもいいだろうし、教育を学ぶサークルや組合、あるいは大学時代からの友人関係など、その勤務する学校の「職場の外」にある場合であつてもいいのではないかと。本連載で言及した静岡県豊田市、東京都新宿区および西東京市の、新採教師が自殺してしまった事案の分析と支援をする中で、久富さんはいくつもの懸念を出している。

日本語の「同僚」には「同じ職場で働く人」という含意が強い。…筆者(久富)は、学校教師について「同僚性」という日本語の今日の使われ方は、次のように「まずい」と考えるので使われなくなつてきた。…「同僚性の回復」という日

本語は、同じ職場の教員たちが、「(種類ある仲間)関係であり、それが本来のあり方だ」という美化されたイメージと価値観を強く喚起する言葉になつている。…もちろん、同じ職場にそういう心計を本物の仲間関係の広がりなればとても望ましいことだが、…(安易な)方を戒める。

教員評価制度や「教育改革」の浸透の中では、職場の関心が重質化する方向へ誘う方も強く働き、どこでも「はい、はい」ということは属理的にありえない時代だ。同一の職場内での仲間関係の方を特権化してしまひ、職場の外にあるさまざまな学びの場であるサークルや組合での「飲みや懇話のほし合ひ」から始まる仲間関係を、一段低いものとして「視野をそこに集中する作用を持つ点でもまずいと考える」と久富さんは言ひ切る。

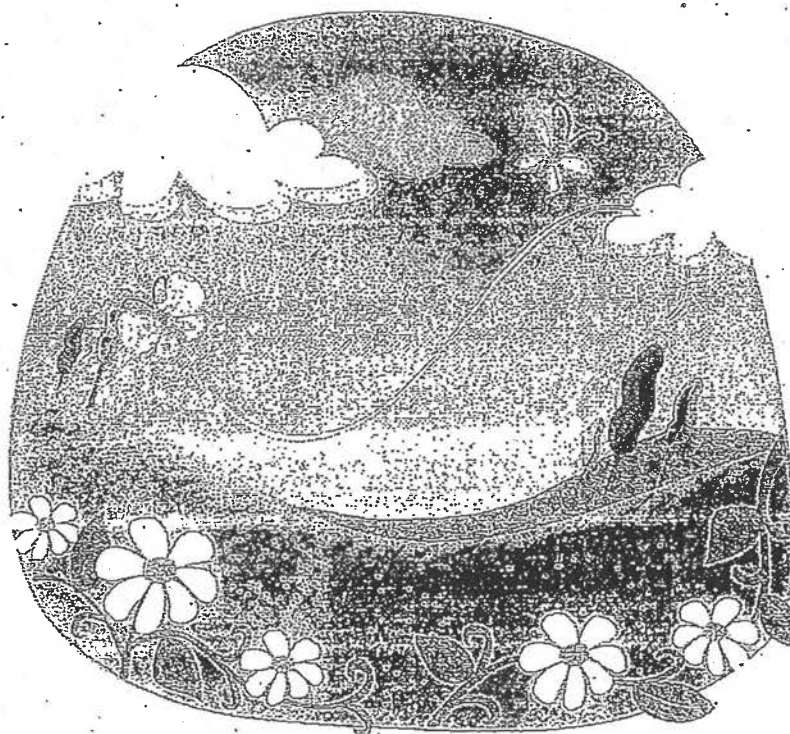
久富さんは「職場内にかつてのような仲間関係があればいいが、そう簡単ではない情勢の中で、教師たちのつながり場を「教師の仲間関係」として多様に工夫することが「低い信頼関係」時代の教員世界の知恵ではないかと思うのである。(以上の引用は、久富善之・佐藤博緒著「新採教師はなぜ退任つめられたのか」高文研、2010年、160-164頁)と指摘する。私も同意だ。

「白い丸いテーブル」は多様な教職員をささぐ「強い」ものとなれば、それは「同僚性」による拘束につながりすぎるものに感じしてしまうこと、むしろ「白い丸いテーブル」は、学校の外にも多様に存在するものであることを再認識する必要がある。②

- ① 教育センターオンライン研修 学びの事典 掲載
- ② 事務必携 平成26年12月改訂版掲載
H27年度版 736-822頁 H29年度版 752-838頁

抜粋資料

香川県教職員の職場復帰支援の手引き



香川県教育委員会

平成22年5月制定

(平成30年10月改訂)

病気休業中の給与等について

本人用①

病気休業中の給与

	公務、通勤傷病	私傷病（結核性疾患）	私傷病（非結核性疾患）
病気休暇中	全額支給	1年間全額支給	90日間（※1）全額支給
休職中	全額支給	（公立学校の校長、教員、事務職員等） 2年間全額支給（※2） 2年経過後無給	1年間 80/100 1年経過後無給
		（上欄に示す職員以外の職員） 2年間 80/100 2年経過後無給	

- ※ 1 任命権者が別に定める（人事委員会の認める）疾病（妊娠障害、国・県指定の特定疾病）は、180日間。
 2 任命権者が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で、休職の期間を満3年まで延長することができる。その期間中、給与の全額を支給する。（教育公務員特例法第14条、公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律）

傷病手当金（公立学校共済組合） <問い合わせ先> TEL 087-832-3792

傷病手当金は、組合員が公務によらずに病気やけがのために勤務することができず、そのために給料の全部又は一部が支給されない場合に支給されます。

支給期間	病気やけがのために勤務することができなくなった日から以後3日を経過した日から通算して1年6か月間（結核性の病気は3年間）の範囲内
支給額	病気やけがのために勤務することができなくなった期間、一日につき標準報酬日額（標準報酬月額平均額※の22分の1）×3分の2に相当する金額 ※傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額

◇報酬（給料と手当等の合計額）が一部支給されたときは、報酬の日額と標準報酬日額×2/3を比較することにより傷病手当金の支給額が調整されます。

報酬の日額 ≥ 標準報酬日額 × 2/3 …… 傷病手当金支給なし

報酬の日額 < 標準報酬日額 × 2/3 …… 報酬の日額を控除した額を支給する

◇同一の傷病について障害事由の年金等の支給を受けることができる場合、傷病手当金の支給額が調整されます。

傷病手当附加金（公立学校共済組合） <問い合わせ先> TEL 087-832-3792

傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から、なお、療養のため引き続き勤務することができず、そのために給料の全部又は一部が支給されない場合に支給されます。

なお、資格喪失後の傷病手当金を受けているときは、附加給付はありません。

支給期間	傷病手当金の支給期間が満了した翌日から6か月間の範囲内
支給額	一日につき、標準報酬日額（標準報酬月額平均額の22分の1）×3分の2に相当する金額

公立学校共済組合及び教職員互助会の掛金について

<問い合わせ先> 公立学校共済組合：TEL 087-832-3791、教職員互助会：TEL 087-832-3796

休職に入り、給料の一部が支給される場合は、給料から控除されます。

ただし、給料の全部が支給されない場合は、掛金を個人で納めていただくようになります。

共済組合と互助会では納入手続きが異なるため、各々から手続きの文書で連絡します。

公立学校共済組合	原則として、共済専用通帳を利用した口座振替払（月払）
教職員互助会	納入通知書による年間一括払

職場復帰プログラムについて

主治医②

【職場復帰プログラムの目的】

- ・ 本人が心身の準備を行い、スムーズな復帰ができるようにするため
- ・ 管理監督者が本人の状態を確認し、職場復帰に向けて環境整備を図るため

【本人の状態確認項目】

① 勤務時間に合わせた時刻に起床できる
② 十分な睡眠がとれている
③ 昼間、眠気を感じずに過ごせる
④ 食欲があり、適切な時刻に食事がとれている
⑤ 通勤時間帯に、一人で安全に通勤できる
⑥ 1時間程度集中して、読書やパソコン作業ができる
⑦ 1日 10～20 分間程度のウォーキングや軽い運動ができる
⑧ 家族や周囲の人にあいさつができる
⑨ 気分の落ち込みや高揚がない
⑩ 仕事に対する意欲がある

【職場復帰プログラム計画例】 原則として教員は6週間実施

教員以外は、4週間の実施に置き換える（P.35 参照）

	期 間	目 的
第1段階	1週間（半日程度）	学校の雰囲気慣れる
第2段階	1週間（始業時～午後3時頃）	児童・生徒に慣れる
第3段階	1週間（始業時～午後3時頃）	業務に慣れる
第4段階	3週間（正規の勤務時間）	通常の勤務に慣れる

【その他】

- ・ 職場復帰プログラム中（及び慣らし出勤中）の事故等については、補償があります。
（県教育委員会が加入している「普通傷害保険」「施設賠償責任保険」の対象となります。）
- ・ 職場復帰プログラム中（及び慣らし出勤中）の給料・手当は、休職期間中の取り扱いになります。
- ・ 職場復帰プログラムの前後で、主治医の診察をお願いいたします。
- ・ 状況に応じて、計画の変更（プログラム期間の延長、プログラムの中止、内容の変更等）を行います。

(主治医との連携について)



Q3 所属長は、なぜ主治医と連携する必要があるのですか。

A3 主治医と連携することで、本人の状態を理解し、よりよい支援を行うことができます。プログラム実施や復職についての可否の判断、復職後の留意点など、主治医の意見は大変参考になるものです。

所属長は主治医に、職場復帰までの流れや職場の状況、職務の特殊性、職場で必要とされる職務遂行能力等について説明しておきましょう(手引き P.24, 25)。また、本人が不調に至った背景等についても共有しておくといでしょう。

主治医との情報交換については、本人の承諾が必要です。目的を説明して、了解を得ておきましょう。



Q4 所属長が主治医と面談する場合、面談料が必要になる場合があると思うのですが、公費で負担してもらえるのですか。

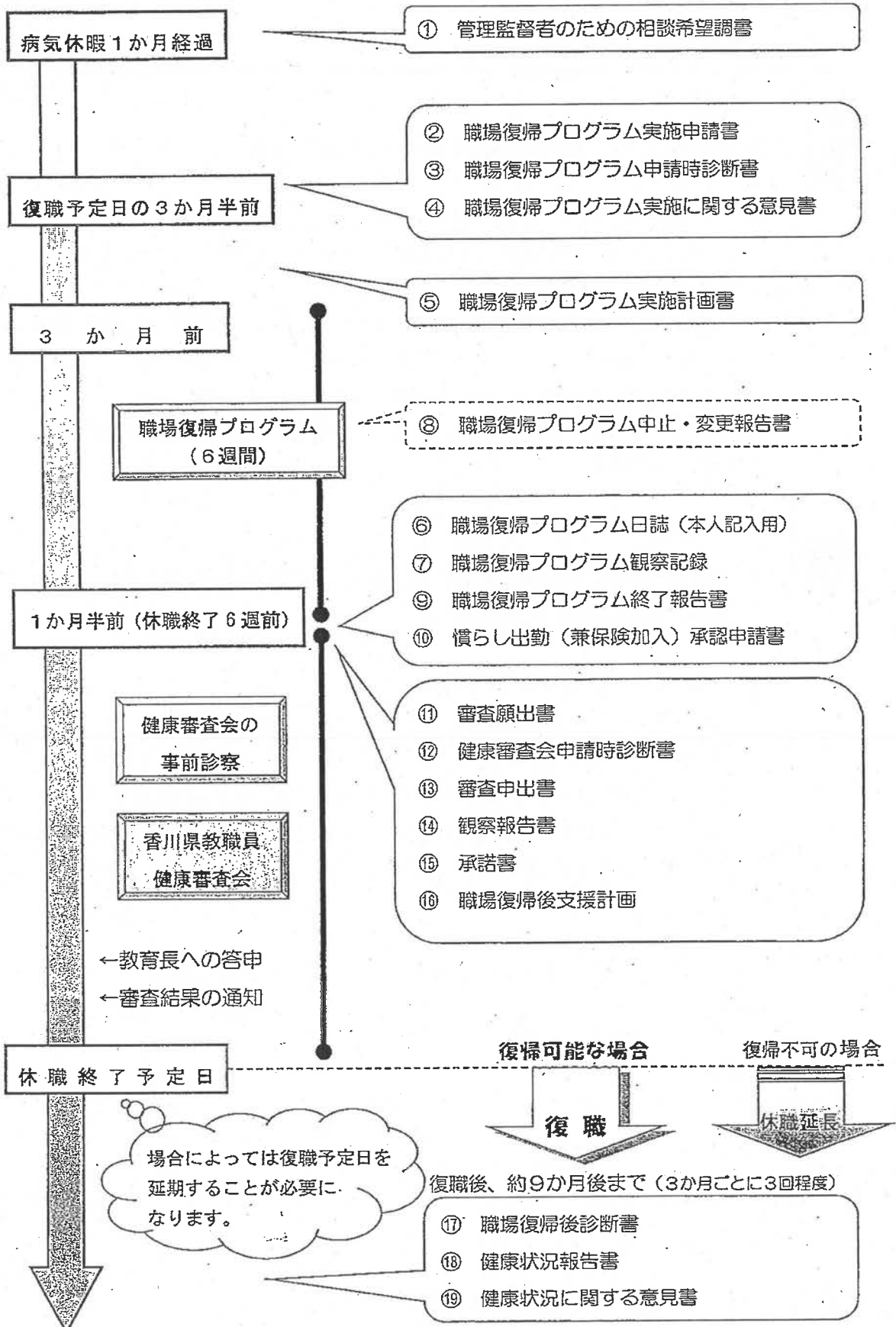
A4 香川県教育委員会事務局や教育機関(県立学校を含む)の教職員が休職している場合に必要となる主治医との面談料は、香川県教育委員会の「長期療養者等に関する主治医との面談実施要領」に基づき実施すれば、県費で負担することができます。

ただし、市町立小・中学校の教職員が休職している場合に必要となる主治医との面談料は、この教職員の健康管理を所管する設置者である市町教育委員会が負担することとなりますので、手続き等は市町教育委員会に問い合わせてください。

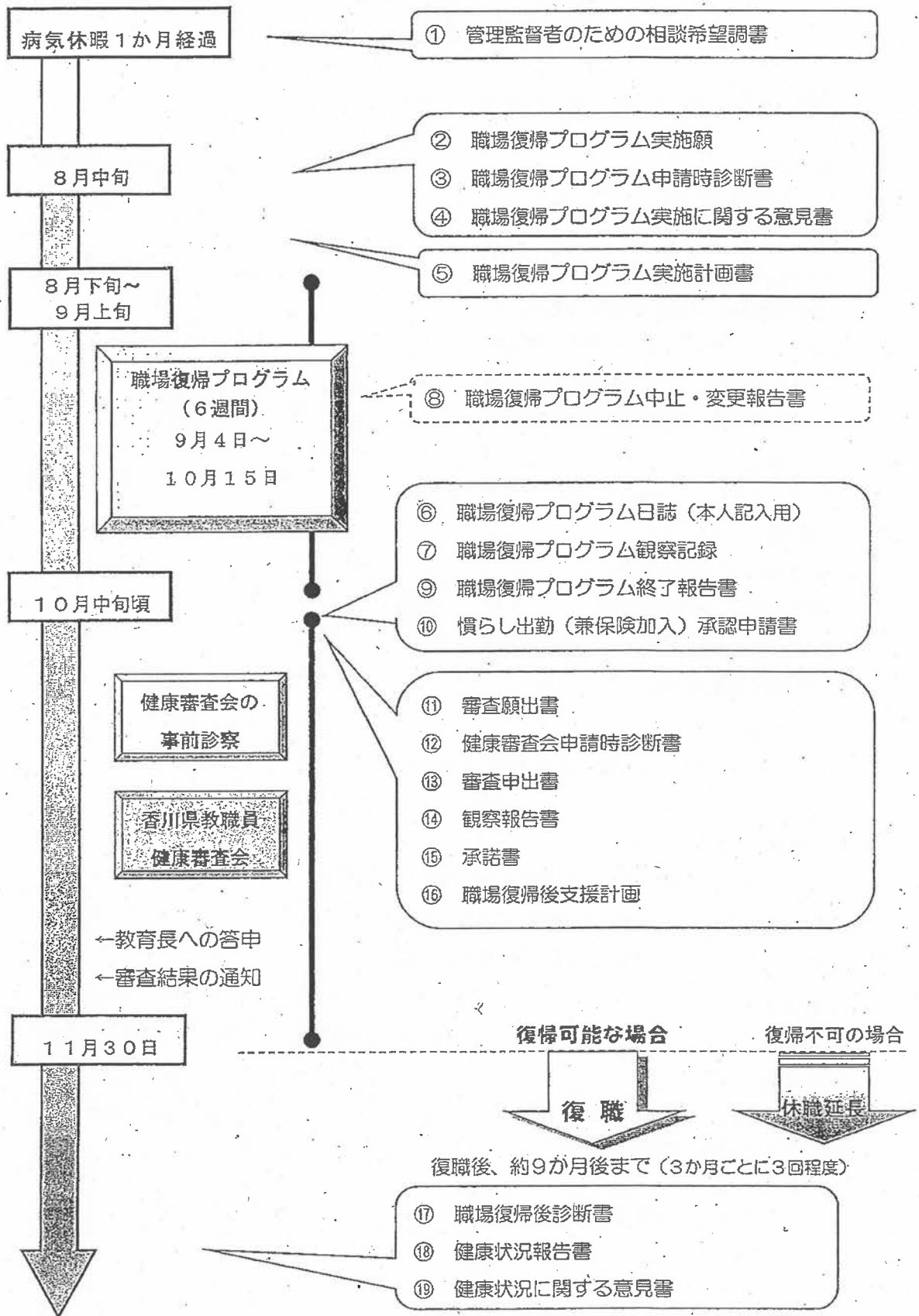
<問い合わせ先>

県立学校・事務局	小・中学校
健康福利課	各市町(学校組合)教育委員会

事務手続きの流れ



<例> 12月1日復帰の場合

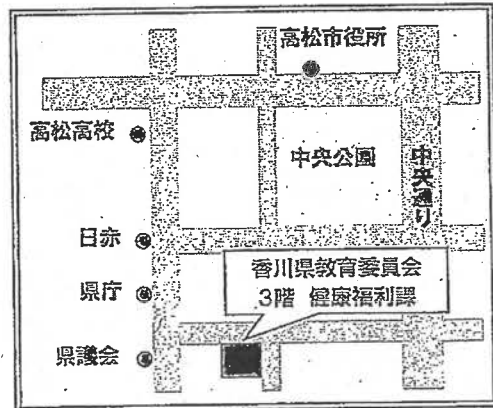


メンタルヘルス相談窓口

本人用②

健康福利課(職場復帰支援を含む)

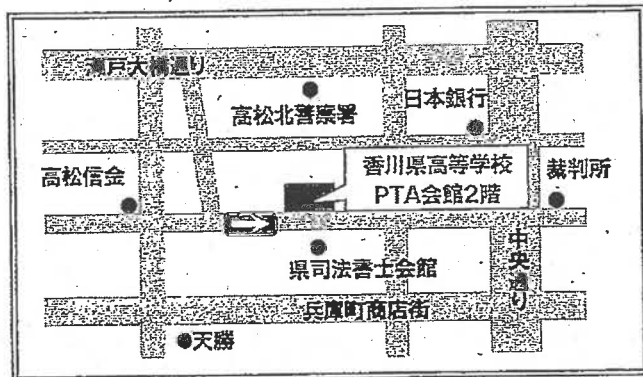
- 相談日時
月～金曜日 9:00～17:00
- 場所
健康福利課内健康相談室
(面接相談は教職員相談室でも可)
高松市天神前6-1 天神前分庁舎3F
- 面談予約受付(月曜日～金曜日 8:30～17:00)
087-832-3860、087-832-3798
- 電話番号
087-832-3860、087-832-3798
- 相談員
臨床心理士 溝口盛治
臨床心理士 小西亜紀子



駐車場: 県庁地下駐車場(1時間無料)

教職員相談室

- 相談日時
第2・3・4土曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00
- 場所
教職員相談室
高松市西内町7番11号 香川県高等学校PTA会館2F
- 面談予約受付(月曜日～金曜日 8:30～17:00)
087-832-3860、087-832-3798
- 電話番号
087-823-8349
- 相談員
(第2土曜日)
臨床心理士 廣田邦義
(第3土曜日)
臨床心理士 小西亜紀子
(第4土曜日)
臨床心理士 溝口盛治



駐車場: 敷地内駐車場(無料)

事例 1: 小学校教諭(3年目, 20代) 3年生の担任

最近, よく眠れない。

先月, 児童が授業中におしゃべりをしていたので, 注意をした。そうしたら, その子の母親から電話がきて, 「前の先生はもっと授業がうまかった。うちの子のことも, よく見てくれた。」と言われた。

私が黙って聞いていると, 「ほかのお母さんたちも, 同じことを言っているから。」と言われ, 一方的に切られた。

正直, 怒りを感じる。

教材研究はかなり時間をかけてやってきたし, 他の先生より工夫して授業をしていると思っていたのに。

もう, 頑張っても無駄なんじゃないか。何かむなしくて, 授業をしてもやる気が出ない。子どもに注意するのも, 嫌がられるだけのように感じる。

電話があつたのは先月のことなのに…。頭から離れない。

疲れがとれず, 仕事が手につかない感じがする。

事例 2: 中学校教諭(15年目, 30代) 3年生の担任

最近、頭がぼうっとすることがある。

職員室で書類を作っているときも、集中できず、何回も同じところを読み返していることに気づく。

4月から生徒指導担当となり、生徒指導対応があつたりして夜遅くまで仕事をする日が増えた。部活の顧問もしており、夏の大会に向けて土日ほとんど休みがない状態である。

クラスには5月初めから不登校状態の女子がいる。家庭訪問に行っても顔を見せてくれず、結局、もう1か月以上休んでいる。

生徒指導担当なのに、自分がちゃんとできていない。だから、他の先生方にもいろいろ言いにくいと感じている。

夜、寝ようとして横になると、自分が生徒や同僚の先生に言った言葉を思い出し、「あー、なんであんな言い方したのか」と繰り返し考えてしまう。

そして結局、「自分はこの仕事に向いていない」という考えにたどり着く。なかなか眠れず、朝になるのが怖いと感じる。

事例 3: 小学校教諭 (32年目, 50代) 5年生の担任

4月に異動してきて、2カ月がすぎた。

前の学校は小規模で、同僚もいい人ばかり。楽しかった。でも、今の勤務校は雰囲気は全く違う。なじめない。

この学校のやり方が分からないから、まわりの先生に度々聞いていたら、答えてはくれるが(こんなことも知らないの?)という目で見られるようになった。職員室にいと、居心地が悪くて落ち着かない。

ずっと低学年ばかり受け持ってきたから、高学年は久しぶりである。クラスには反抗的な男子がいて、私の指示に全く従わない。正直、イライラしてしまう。

私なりにこれまでいろいろ経験してきたから、どう対処すればよいかは分かっている。だけど、なぜかうまくいかない。

最近体力も落ちてきたし、疲れやすくなった。この学校には味方がいないと感じる。家に帰っても気持ちが落ち込んでいて…、ため息ばかりついている。しんどい。



学校の危機管理研究I：校内の体制づくり

KANSAI UNIVERSITY

第7・8回

学校の危機管理と保護者・地域住民との協働I・II

香川大学院教育学研究科
高度教職実践専攻（教職大学院）
金網知征・野村一夫・津山勝義

1. 保護者・地域住民は学校にとっての“危機”か？

① 学校における危機の分類（一部抜粋）（第1回講義配布資料より）

教職員	不祥事	飲酒運転、交通事故、体罰、セクハラ等
健康管理	健康被害	心身の不調による業務への影響
保護者（地域住民）	保護者	保護者に対する不適切な対応、保護者からの不当要求やクレーム

② 保護者・地域住民の学校観や意識の変化（第3回講義配布資料より）

- 保護者、地域住民と学校とのつながりの希薄化
 - 保護者、地域住民の消費者権利意識の台頭
 - 学校が地域住民にとっての迷惑施設化（児童生徒の声、チャイム、登下校など）
 - 話し合っても分かり合えない保護者・住民の存在
- 学校 vs. 保護者・地域住民という「対立構造」が意識の前提にあると、連携・協働は困難

第7回：学校と保護者・地域住民との連携・協働の意義と役割

<目的>

学校と保護者・地域住民との連携・協働について、学校運営協議会及び地域学校協働活動という観点から意義と役割を理解するとともにその在り方について検討する。

<構成>

- ① 保護者・地域住民は学校・教職員にとっての“危機”か？
- ② “開かれた学校”から“ともにある学校”へ
- ③ 学校運営協議会及び地域学校協働活動の意義、役割、効果
- ④ 学校危機管理の観点から学校と保護者・地域住民との連携を考える（演習）

1-2. 学校・保護者／地域住民間で対立構造を生まないために

① 相互依存関係への気づきと衡平な社会的交換行動の推進

相互依存関係＝直接的または間接的に相互に影響を与え合っているという事実
＊相互依存関係においては、お互いにコストと報酬のやり取りによってその関係は成り立っている（＝社会的交換理論）

例) 日々の教育活動・地域活動のなかで、学校は子どもたちの健全育成や教育目標の達成のために、また地域住民は地域活性化のために、双方にとって価値があると思われれるものをお互いにやり取りすることで、お互いにとって良い環境を作り出すことが理想。

＊一般に、自分の報酬とコストの割合と、相手の報酬とコストの割合とを比較した時、衡平感が伴っていないと怒り、不満感、罪悪感など否定的な感情が生じてしまう（＝衡平モデル）

1-2. 学校・保護者／地域住民間で対立構造を生まないために(続)

② 適切かつ根拠のある説明／情報共有 (第3回授業より)

- ・ 苦情／クレームの背景にあるのは相手に対する不満感・不快感
- ・ その原因になっているのは、「分らない」「分からない」「知らない」「知らざれない」等の情報不足

⇒ 伝えるべき情報を適切に伝えることで、苦情／クレームはある程度は避けられる

③ 対立構造を生まないための適切な連携・協働体制の構築

- ・ 学校の中の保護者・地域住民との連携・協働の協議の場 (学校運営協議会)
- ・ 地域の中の学校との連携・協働のための意見集約の場 (地域学校協働本部)

2. “開かれた学校”から“ともにもある学校”へ

1980年代中頃～1990年代：家庭や地域の教育力の低下と学校の荒れ

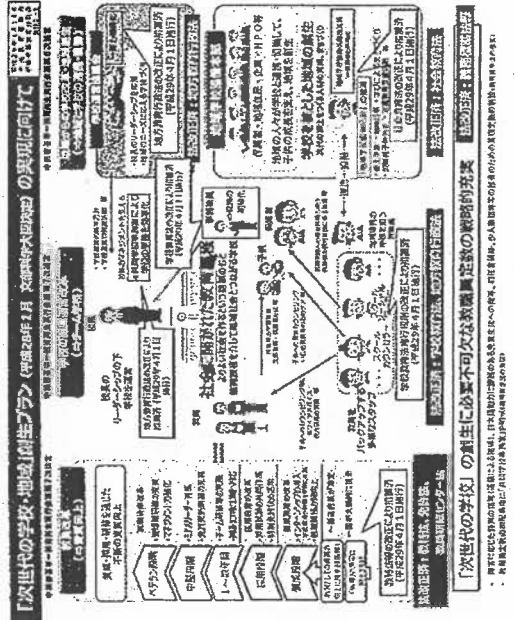
例) いじめ、不登校、非行、学級崩壊 etc...

年代	答申等	概要
平成8年 (1996)	中教審第二次答申 ①21世紀を展望した我が国のまなこ、社会に対して「開かれた学校」の推進 ②いじめの在り方について	
平成10年 (1998)	中教審答申 「今後の地方教育行政の在り方について」	地域の実態に応じた「学校評議員制度」の導入など学校運営への地域住民の参画の促進 (H12年 学校教育法改正により省令化)
平成16年 (2004)	地方行法の一部改正	保護者・地域住民が一定の権限をもって学校運営に参画する合議制の機関としての学校運営協議会の設置を可能とした
平成18年 (2006)	教育基本法改正	第19条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めることとする」新設
平成20年 (2008)	教育基本計画の策定 教育振興基本法第19条の具現化のための施策として学校支援地域本部事業の開始	「次世代の学校・地域」に向けた「開かれた学校」の再構築

年代	答申等	概要
平成27年 (2015)	「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議報告書」	「地域とともにもある学校」を目指し、その中核にコミュニティ・スクールを据え、設置推進を図る 「学校を核とした地域づくり」の推進
平成29年 (2017)	地方行法の改正 (第47条の6)	学校運営協議会設置の努力義務新設 地域学校協働活動推進員 (社会教育法に規定) 等の学校運営に資する活動を行う者を協議会委員に加えること
	社会教育法の改正 (第5条の2)	地域学校協働活動が学校と地域の適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民と学校との連携協働体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずること

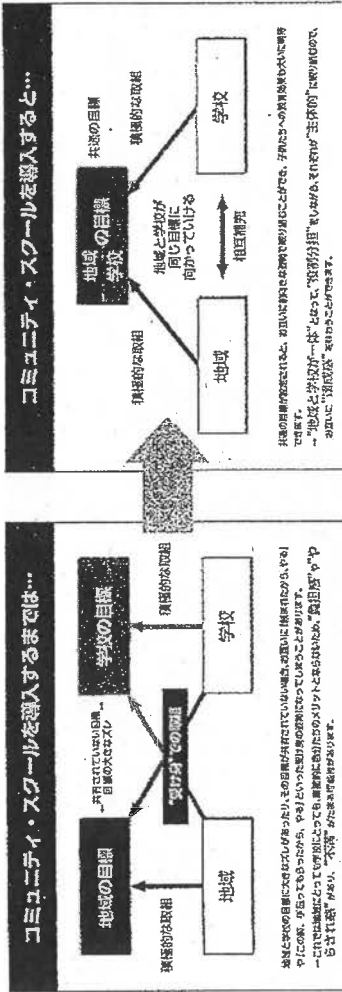
* 「開かれた学校」づくり＝学校運営を主眼とし、地域が学校を支援する取組
「地域とともにもある学校」づくり＝学校と地域とがコミュニティ・スクール活動及び地域学校協働活動によって双方向に好影響を及ぼし合う関係づくり

3. 学校運営協議会・地域学校協働活動の意義・役割・効果



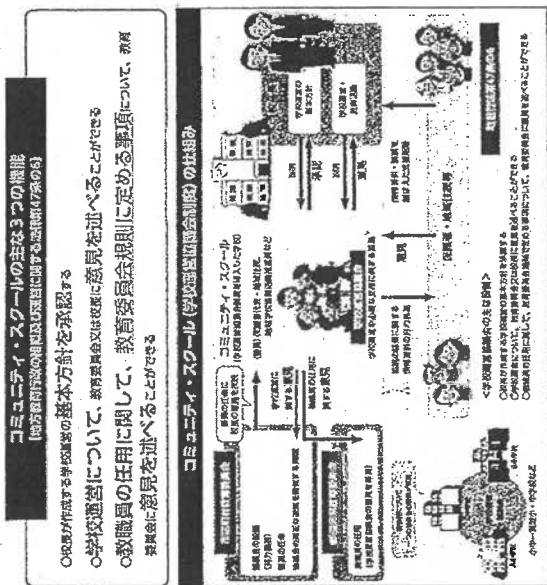
- 平成27年12月 中教審答申
- ① 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
 - ② 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
 - ③ 「これからの学校教育を担う教員の資質向上について」
- 【次世代の学校・地域】創生プラン
- ① 地域からの学校改革・地域創生 ⇒ 学校運営協議会・地域学校協働活動
 - ② 学校の組織運営改革 ⇒ チーム学校
 - ③ 教員改革 ⇒ 教員の資質向上

コミュニティ・スクールを導入すると...

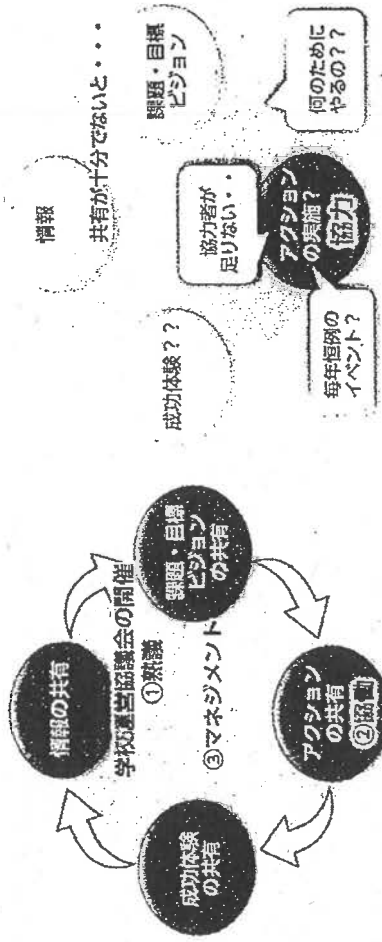


* 高松では、「学校長が学校運営に関する基本的な方針を示し、学校運営協議会が承認を与える」という部分を外した、いわゆる「**画**松型コミュニティ・スクール」が平成30年4月より市内小中学校で始められている。

* 国は、「具体的な権限を付与することでより強い当事者意識・役割意識をもつことにつながる」と強調する。平成29年の地方行政改正に伴う設置の努力義務化と合わせて高松型からの移行についてどう考えるか。



学校・家庭・地域が相互理解や信頼関係を深めるために



* 地域とともにある学校の運営においては、学校運営協議会で行う協議に加えて、**熱議・協働・マネジメント**の3つの視点をもって共有の好循環を作ることが重要

① 熱議

熱議とは、多くの当事者による「熱慮」と「熱慮」を重ねながら課題解決を目指す活動のことです。共通の課題により、

- ＜具体的なプロセス＞**
- (1) 多くの当事者（保護者、教職員、地域住民等）が集まって、課題やビジョンについて「熱慮し」「熱慮」することにより、互いの立場や考えを共有し、課題を共有することになる。
 - (2) 互いの立場や考えを共有し、課題を共有することにより、課題を共有することになる。
 - (3) それぞれの役割に応じた解決策や方針が決定され、それぞれが納得して自分の役割を果たすことになる。



→ 一言一語にできる取組から協働活動へつなげていきます。

② 協働

協働とは、同じ目的・目標に向かって、対象の立場で協力して共に働くことです。

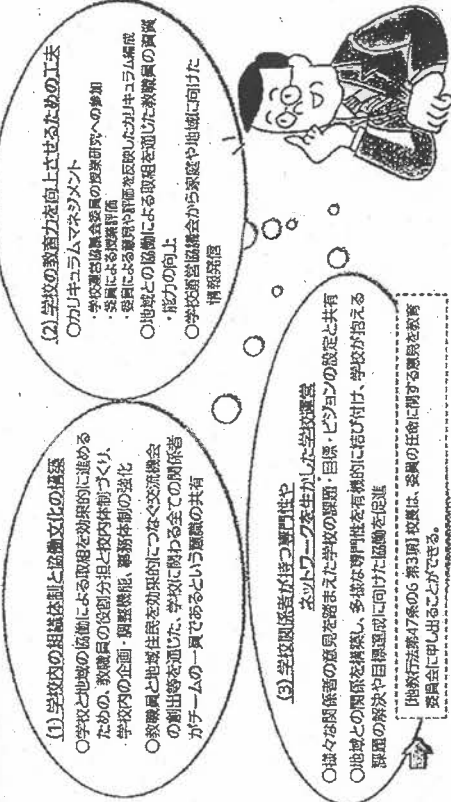
保護者や地域住民等が担った役割から参画し、取次や課題、目標・ビジョンの共有ができたうえで、目標に向けた取組を進めてはじめて「協働」といえます。現状や課題、目標・ビジョンについて、多様な関係者が当事者意識をもって協働し、共有する場が学校運営協議会や協議会です。



③ マネジメント

【学校法の法 第三十七條】 校長は、校務をつかさどり、新年度職員を監督する。

校長は、学校の最終意思決定者として、学校内はもちろんのこと、地域や社会の動向を敏感に察知して、それに対応した組織改革を推進する責任と権限が付与されています。そのため、コミュニティ・スクールの運営の充実にあたっては、校長の強いリーダーシップが求められます。



(1) 学校内の組織体制と協働文化の構築

- 学校と地域の協働による取組を効果的に進めるための、教職員の役割分担と校内体制づくり
- 学校内の企画・調整機能、専任体制の強化
- 教職員と地域住民を効果的につなぐ交流機会
- 教員と地域住民を効果的につなぐ関係者の創出等を通じて、学校に附帯する全ての関係者がチームの一員であるという意識の共有

(2) 学校の教育力を向上させるための工夫

- カリキュラムマネジメント
- 学校運営協議会委員の地域研究への参加
- 委員による授業評価
- 委員による取組や評価を反映したカリキュラム編成
- 地域との協働による取組を通じた教職員の資質・能力の向上
- 学校運営協議会から家庭や地域に向けた情報発信

(3) 学校関係者が持つ専門性やネットワークを生かした学校運営

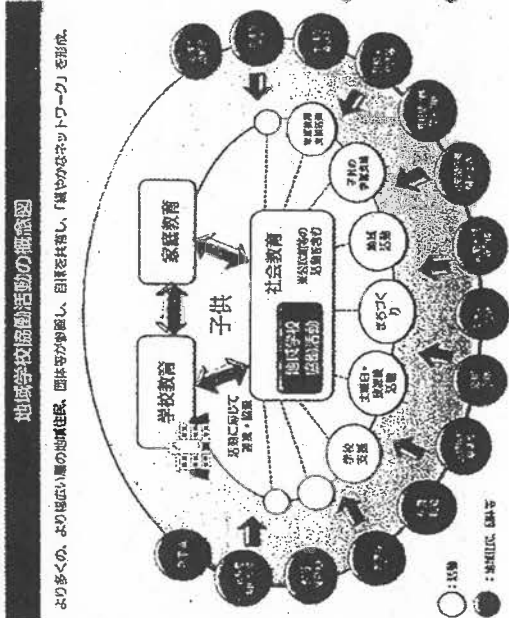
- 地々なる関係者の意見を踏まえた学校の課題・目標・ビジョンの設定と共有
- 地域との関係を構築し、多様な専門性を有機的に結び付け、学校が抱える課題の解決や目標達成に向けた協働を促進

【学校教育法第47条の6 第3項】 校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

コミュニティ・スクールを導入することの効果

対象	内容	具体例
子ども	<ul style="list-style-type: none"> 学びや体験の充実 地域の特性を生かした学び 地域住民との積極的な関わり 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の専門家による多様な授業 地域の特性を生かした学び 地域住民との積極的な関わり
学校・教員	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域住民等の理解と協力を得た学校運営の実現 学校の現状や運営方針への理解 学校・家庭・地域の「適切な役割分担」による教職員の業務負担軽減と子どもにも向き合う時間の確保 災害・事故・事件等の学校危機発生時に適切な対応・対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の現状や運営方針への理解 学校・家庭・地域の「適切な役割分担」による教職員の業務負担軽減と子どもにも向き合う時間の確保 災害・事故・事件等の学校危機発生時に適切な対応・対策の検討
保護者・地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 教育の当事者となる 自己有用感/生きがい感 社会的つながりの確保 子どもたちへの多様な経験の伝承の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への積極的な関わり 教育/地域課題等への対応対策の検討 社会的つながりの確保 子どもたちへの多様な経験の伝承

地域学校協働活動の役割と効果



地域学校協働活動の概観図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「協働的なネットワーク」を形成。

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校とが協働

地域課題解決に向けた連携・協働による持続可能な地域社会づくり

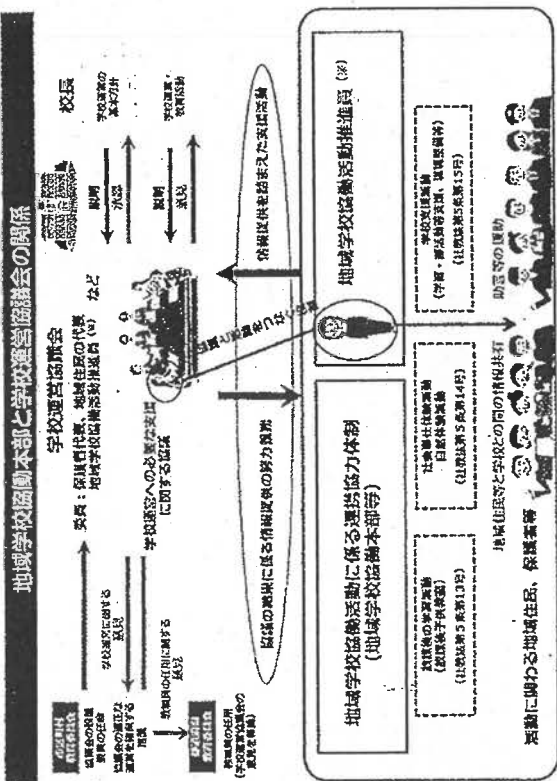
学校と保護者・地域住民との連携・協働に係る現状と課題 (演習①)

検討課題①： 学校運営協議会及び地域学校協働活動による学校と保護者・地域住民との連携・協働の現状について、「できているもの」と「できていないもの」をそれぞれできるだけ沢山挙げてください。

- 例) 授業・学習指導、生徒指導、登下校指導、部活動指導、
- 学校安全指導・確保、災害予防・対応 など

検討課題②： 上記①で挙げた「できていないこと」について、その原因や障害となっていること、またその改善・解決策について検討してください。

* 学校運営協議会・地域学校協働活動に基づく連携・協働の実態が無い場合は、それに拘らず検討してみてください。また学校運営協議会・地域学校協働本部設置における障害や課題についても合わせて検討してみてください。



第8回：学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめの予防・対応

< 目的 >

学校危機の一例として「いじめ問題」を取りあげ、学校運営協議会及び地域学校協働を通じた学校と保護者・地域住民との連携・協働による組織的な予防対応の在り方について検討する。

< 構成 >

- ① いじめの認知と情報共有の徹底の重要性について
- ② 学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止の重要性について
- ③ 学校運営協議会・地域学校協働活動を活用したいじめ防止活動の検討（演習）

社会通念上の「いじめ」とは乖離した行為についても...

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、互いの尊厳な行為が、予期せぬ方向に推移し、自教等の重大な事象に至ってしまふことがあるという事実を教則として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

国の基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述が存在するが、これは、社会通念上の「けんか」を全ていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為(一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの)は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的である。

(文科省, 2016「いじめの認知について」)



いじめを「法的」に認める過程

1. いじめの認知と情報共有の徹底の重要性について

～平成17(2005)年度～

- ① 自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を繰り返的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、「学校としてその事実(関係児童生徒、内容等)を確認しているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

平成18(2006)年度～

- ・ 調査票にネットいじめ関連項目の追加
- ・ 発生件数→認知件数

平成25(2013)年～

- ・ いじめ防止対策推進法平成25年度法整備
- ・ 71号成立・施行
- ・ より広範な行為をいじめと認定可能とする

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく機務省からの報告と、文科省の対応

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく機務省からの報告(概要) (機務省・文科省) (2013年)

いじめの認知状況

いじめの認知件数は、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といふ。)が施行。法でいじめの定義(第2条)に、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定することとなった。

文科省では、法施行3年間の経過として、29年3月に基本方針を改定した。28年度のいじめ認知件数は約2万3000件で過去最多。児童生徒被害に及ぼした被害者の数は約19万9000人であり、いじめを被害とした児童生徒の数は約19万9000人であった。いじめを被害とした児童生徒の数は約19万9000人であった。

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく機務省からの報告(概要)

文科省は、法施行3年間の経過として、29年3月に基本方針を改定した。28年度のいじめ認知件数は約2万3000件で過去最多。児童生徒被害に及ぼした被害者の数は約19万9000人であり、いじめを被害とした児童生徒の数は約19万9000人であった。

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく機務省からの報告(概要)

文科省は、法施行3年間の経過として、29年3月に基本方針を改定した。28年度のいじめ認知件数は約2万3000件で過去最多。児童生徒被害に及ぼした被害者の数は約19万9000人であり、いじめを被害とした児童生徒の数は約19万9000人であった。

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく機務省からの報告(概要)

文科省は、法施行3年間の経過として、29年3月に基本方針を改定した。28年度のいじめ認知件数は約2万3000件で過去最多。児童生徒被害に及ぼした被害者の数は約19万9000人であり、いじめを被害とした児童生徒の数は約19万9000人であった。

学校におけるいじめ対策組織による対応 (H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考)

- 学校のいじめ対策組織は、いじめの事実の有無を判断する組織であり、未然防止・早期発見・早期対応の対応を主体的に行うための組織であり、かつ基本方針の見直し、校内研修等を実施する組織
- 児童生徒・保護者に対して、組織の存在及び活動が容易に認識される取組みを実施するとともに、相談・通報の窓口を周知・徹底する
- いじめ対策の立案・年間計画や指導案の策定、見直し等を学級担任を含めた全ての教員が経験できるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対応の実行のための組織の構成を工夫・改善する

学校の教員がいじめと見られる事案を発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげる必要がある。即ち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反し得る
⇒ 総務省による重大事案調査では校内情報共有しなかった事案が61%

「疑わしいもの」への「気づき/認知」が対応のスタートライン (H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考)

- 「気づき」と「認知」が対応のスタートライン＝「いじめ」であるかどうかを「判断」するのではなく、「いじめがまじり合っていない」行爲すべてに「対応」⇒「広範な定義」+「全件組織的対応」
- 「何がいじめにあたるのか」は「いじめ防止対策推進法」の定義にしたがって判断すること
⇒ 定義の意味を周知・徹底し、個人が自分なりの限定した解釈をしない
学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の充実・整備と、周知の徹底
- 「全件組織的対応」の前提として、法律上のいじめに該当する全ての事案が校内の「いじめ対策組織」(設置義務)へ報告され、情報も組織的に共有されることが重要
- 「事案確定→対応」のパターンから「疑わしい状況への迅速・適切な対応→事案確定」のパターンへ

大切なことは、児童生徒や保護者の痛み・苦しみを、それが生じた状況に向き合うことを後回しにしないこと。いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒はしっかりと守り、いじめられた児童生徒については謝罪ありきではなく、成長につなげる指導を目指す
認知(→対応)件数の多いことは、子どもを守るために、いじめに向き合った証であり、学校・家庭・地域の感性と教育力と意欲の高まりの証でもあるとして、積極的に評価すべき

組織を「問題対応型」組織として機能させるために (H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考)

- 迅速かつ適切な支援を旨とする。そのためには、柔軟な目標設定と適切かつ柔軟な役割分担と、教職員相互の「気働き」が不可欠
- 組織を実効性ある組織として機能させるためには、「協働性」の基盤に「同僚性」という信頼に基づく無形財の「人間関係資本」が蓄積されてはじめて可能となる
- そのためにも、職場で互いに気楽に相談し・される、助ける・助けられる、励まし・励まされることのできるインフォーマル・セミアフォーマルな場の創出とメンバーの取組みへのモチベーションを高めていくことが重要。
- 同僚性は、組織の実効性を高めるだけでなく、教師個々人のメンタルヘルズの観点からも重要(教師の「抱え込み」や、バーンアウトの防止)

重大事態の理解と対応

【重大事態とは】(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- * 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑いが生じた段階で調査を開始しなければならぬ
- 被害児童生徒や保護者がいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」とあるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらないことはならない
- 調査する前から「いじめの結果ではない」「いじめではない」等の結論を出すなど絶対にあってはならない

「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長に報告し、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられているが、こうした措置が真に受けられなかったことが発端し大きな問題となるケースが数見される。それらのケースの多くは「重大事態」の意味・意義を正しく理解していなかったことが原因

2. 保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止の重要性について

いじめ防止対策 推進法	概要
<p>第15条の2 学校におけるいじめ防止</p>	<p>学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要なる措置を講ずるものとする。</p>

第16条の4
いじめの早期発見のための措置

学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止活動
(演習②)

検討課題①： 学校運営協議会及び地域学校協働活動による学校と保護者・地域住民との連携・協働によるいじめ防止のための活動について検討する

例) 予防策、対応策、再発防止策 など

検討課題②： 上記①で挙げた諸活動を行う上で課題となること、またその改善・解決策について検討してください。

いじめ防止対策 推進法	概要
<p>第19条 関係機関との連携</p>	<p>国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等の対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係者相互間その他の関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>

第22条
学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

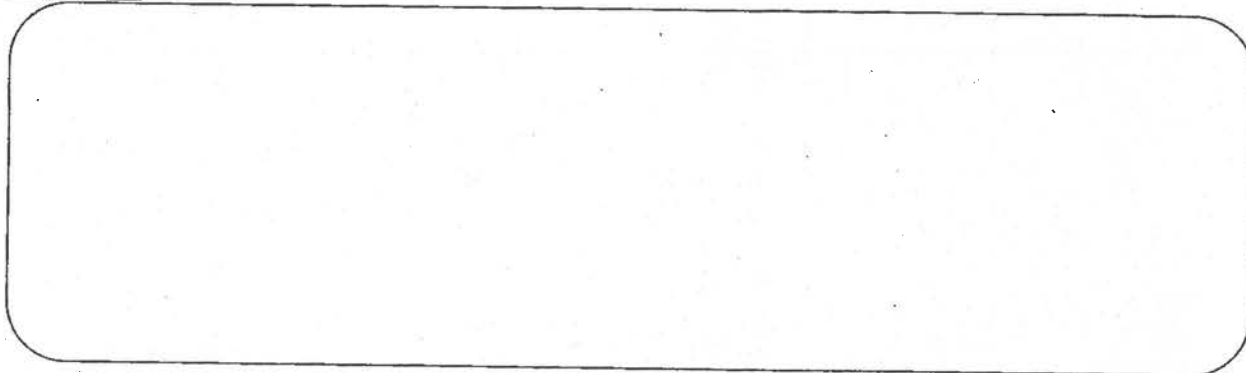
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の専任の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#7: 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働Ⅰ

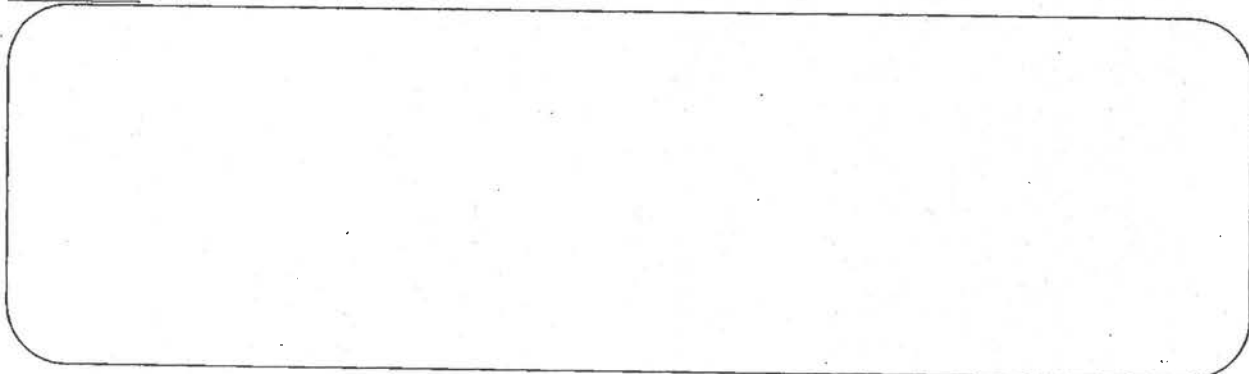
(担当：金網・野村・津山 2019.08.07)

【個別検討】

検討課題①

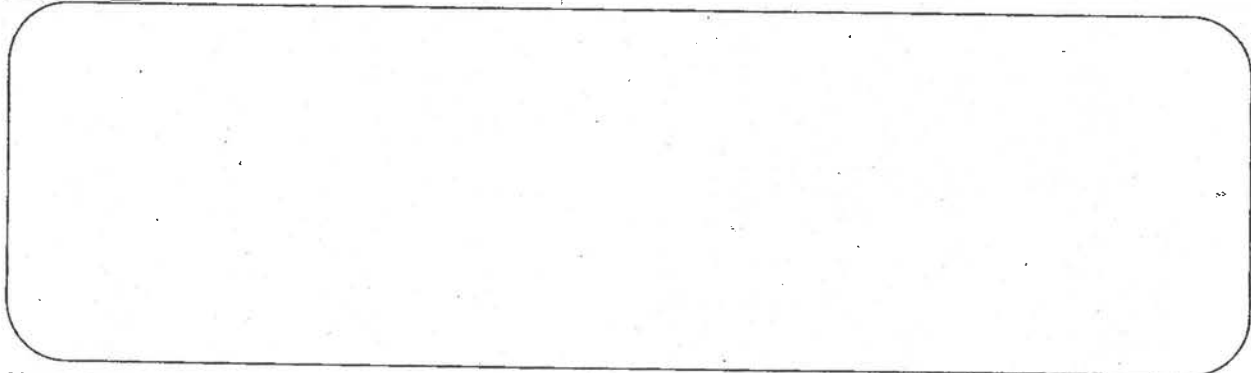


検討課題②

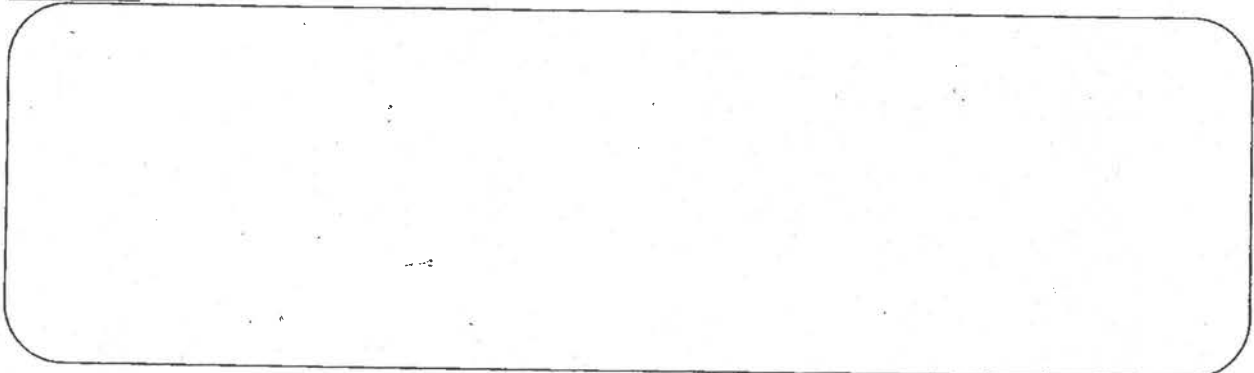


【グループ討議】

検討課題①



検討課題②

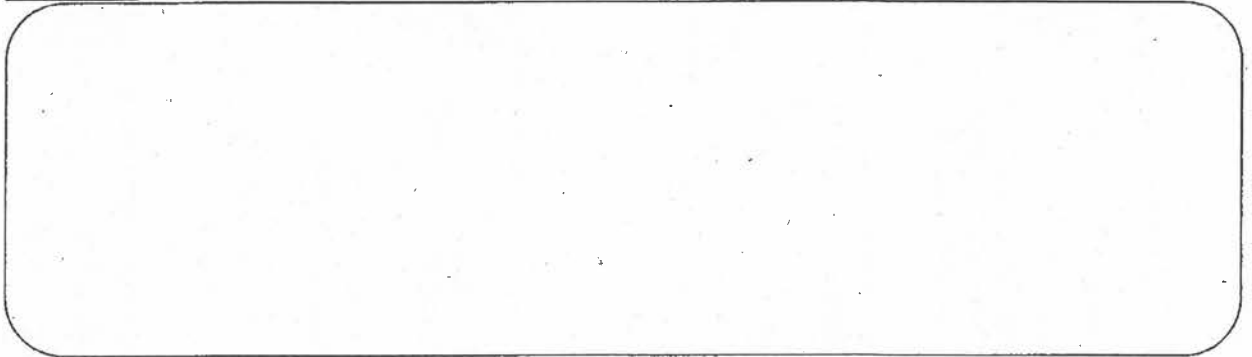


#8: 学校の危機管理と保護者・地域住民との協働 II

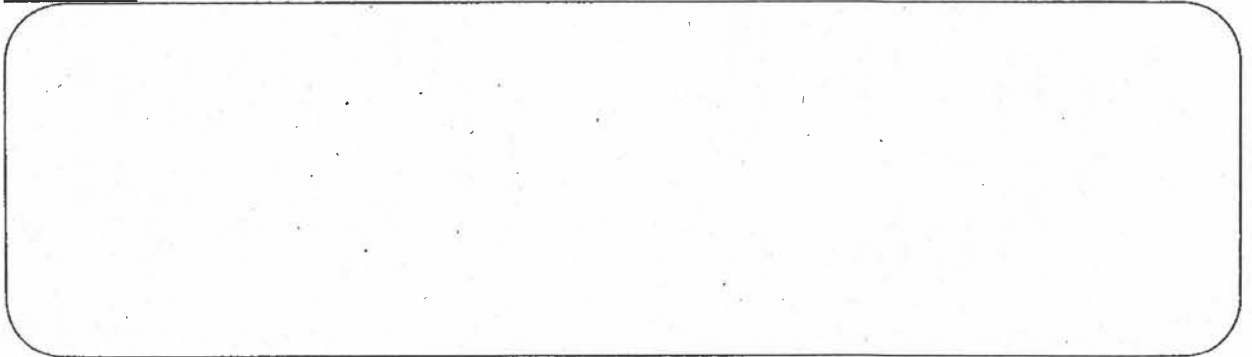
(担当：金網・野村・津山 2019.08.07)

【個別検討】

検討課題①

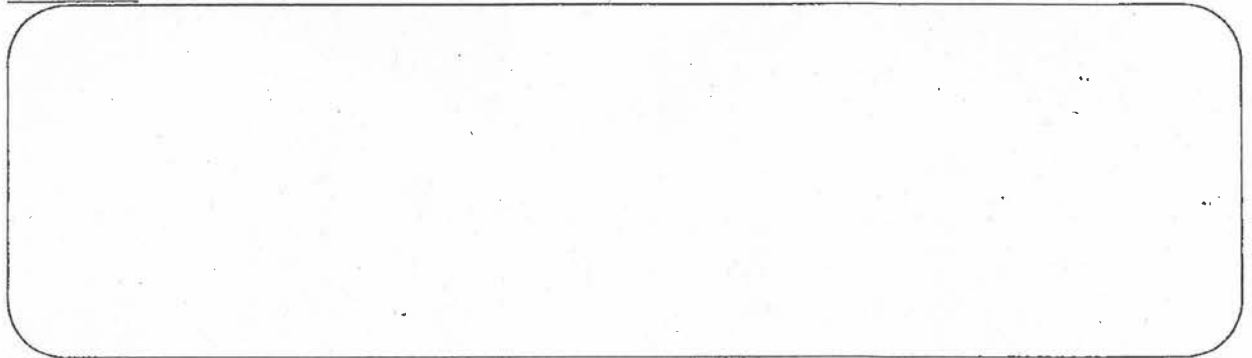


検討課題②

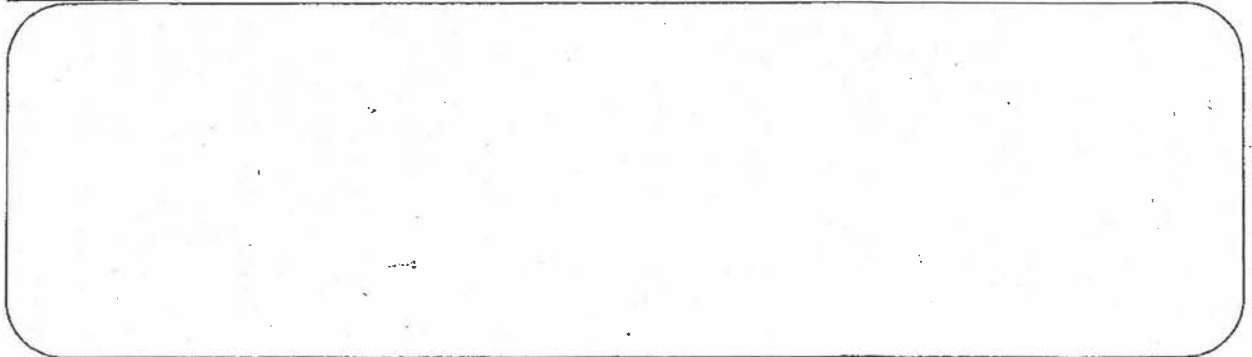



【グループ討議】

検討課題①



検討課題②





**学校の危機管理研究Ⅱ：
個別事例研究**

第1回：学校の危機管理と学校組織

担当：
柳澤良明・野村一夫・津山勝義

(0) 「学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究」の概要

① 「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」の目的
「学校で生じる危機を取り上げ、危機に対応する上で必要となる校内体制づくりの視点や考え方を学ぶとともに、個別事例を取り上げ、どのようなケースにも対応できる学校組織の要件を学ぶ」

② 「第1回 学校の危機管理と学校組織」の構成

(1) 学校における危機の分類と危機管理の3つの段階 (Ⅰの復習)

(2) 校内の協働体制づくり～「危機管理マニュアル」の見直し

(3) 関係機関等との協働体制づくり

(1) 学校における危機の分類と
危機管理の3つの段階 (Ⅰの復習)

① 学校における危機
=何らかの原因により、学校での正常な教育活動に支障が生じ、教職員による対応が求められる事態

② 学校における危機の分類 (配布資料、参照)

- ・児童・生徒にとつての危機
- ・教職員にとつての危機
- ・保護者・地域住民にとつての危機

(「児童・生徒にとつての危機」を含む)

(1) 学校における危機の分類と
危機管理の3つの段階 (Ⅰの復習)

③ 危機管理の3つの段階

<段階Ⅰ>：「事前」のリスク・マネジメント
～予防する、①点検、②避難訓練、③教職員研修、③安全教育

<段階Ⅱ>：「発生時」のクライシス・マネジメント
～命を守る、①初期対応、②連携・協働

<段階Ⅲ>：「事後」のクライシス・マネジメント
～復旧・復興する、①事後の対応、②心のケア、③調査・検証・報告・再発防止等

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

- ① 「危機管理マニュアル」の作成：学校保健安全法
 <危険等発生時対処要領 (=危機管理マニュアル) の作成等>
 「第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。」
 「2. 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

- ② 「危機管理マニュアル」の見直しの視点>
 1. 必要な内容が不足なく盛り込まれているか？
 ～「何が」「どこまで」盛り込まれるべきか？
 2. 使い勝手の良いマニュアルになっているか？
 ～「使い勝手の良いマニュアル」には何が必要か？
 3. 全教職員がその内容を十分に理解しているか？
 ～ 教職員が的確に「行動」するために、「何を」「どこまで」理解しておく必要があるか？

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

- ③ 「危機管理マニュアル」見直し
 <グループ活動の手順>
 a. 役割分担 (各グループ)
 ・ 司 会 (1名) / 報告者 (1名)
 b. 意見交換 (各グループ)
 ・ 3の視点から、15分間で、各人の「危機管理マニュアル」について、グループ内で意見交換を行う。

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

- ③ 「危機管理マニュアル」見直し
 <グループ活動の手順>
 c. 視点1～3の報告 (全体)
 ・ 各グループの報告者 (1名) が、他のグループにも共有すべき点について報告する。
 ・ 要点を整理し、各グループ1分程度で、簡潔に報告する (全10グループ)。

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

③ 「危機管理マニュアル」見直し
＜グループ活動の手順＞

d. 報告に対するコメント

- ・野村一夫先生
～おもに小学校の事例について～
- ・津山勝義先生
～おもに中学校の事例について～

(2) 校内の協働体制づくり
～「危機管理マニュアル」の見直し～

④ 「危機管理マニュアル」見直しのポイント

1. 必要な内容が過不足なく盛り込まれているか？
→ 多様なケースに対応できる協働体制を盛り込む
2. 使い勝手の良いマニュアルになっているか？
→ 対応全体が俯瞰でき、「漏れ」を手エックできる
3. 全教職員がその内容を十分に理解しているか？
→ 現場で臨機応変に役割分担ができ、機動性のある協働体制を構築できる

(3) 関係機関等との協働体制づくり

＜想定される関係機関等＞

- a. 医療機関等（病院・保健所・相談所、等）
- b. 警察・消防
- c. 地域の関係団体
- d. 首長部局・教育委員会
- e. PTA・地域住民・ボランティア
- f. スクールロイヤラー・学校弁護士
- g. 近隣の学校
- h. 大学等の研究機関

(3) 関係機関等との協働体制づくり

① 「関係機関等との協働体制づくり」の現状
＜グループ活動の手順＞

- a. 意見交換
5分間で「関係機関等との協働体制づくり」の現状について、グループ内で情報共有を行う。
- b. 報告
・各グループの報告者（1名）が、他のグループにも共有すべき点について報告する。
・要点を整理し、各グループ1分程度で、簡潔に報告する（全10グループ）。

表 学校における危機の分類 (改訂版)

分類		内容 (例)
①児童・生徒にとっての危機		
教育活動	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症、運動時の事故
	その他	学校施設利用中の事故、不審者の侵入、外国籍児童・生徒 (JSL)、差別 (LGBT)
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染、突然死
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入
問題行動等	非行事案	万引き、暴力、器物損壊、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等、テロ
②教職員にとっての危機		
教職員	不祥事	飲酒運転、交通事故、体罰、セクハラ等
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	保護者	保護者に対する不適切な対応、不当要求やクレーム
	教職員	対教師暴力、教職員間のトラブル
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等、テロ
③ (児童・生徒を含む) 保護者・地域住民にとっての危機		
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水雪害、原子力災害等、テロ
教育活動	学校行事	学校行事等の事故、保護者間のトラブル

(出典:新潟県立教育センター「安全な学校づくりを目指す危機管理講座【資料編】」を柳澤が一部改変)

「危機管理マニュアル」の課題

氏名 ()

	自校の「危機管理マニュアル」の課題
視点1. 必要な内容が 過不足なく 盛り込まれて いるか？	
視点2. 使い勝手の 良い マニュアルに なっている か？	
視点3. 全教職員が その内容を 十分に 理解している か？	

「関係機関等との協働体制づくり」の現状

氏名 ()

想定される関係機関等	「関係機関等との協働体制づくり」の現状

学校の危機管理研究Ⅱ 第2回 授業計画

「学校の危機管理と学校組織の信頼」(毛利、野村、津山)

(9月21日午前、2コマ目)

おもに学級崩壊の問題を取り上げながら、学校における危機の捉え方と危機管理、クレーム時代における学校組織の信頼、危機に対応する管理職と教職員の関係について、いくつかの事例を通して検討する。

(1) 学校における危機の捉え方と危機管理(講義)

- ・危機をどうとらえるか。
- ・危機に対する人間の二つの態度
- ・マニュアル化の功罪

(2) 学級崩壊というリスク(講義、演習)

(事例) 管理職として「学級崩壊というリスク」にどう備え、対応していくか。

(3) 危機に対応する管理職と教職員との関係(講義、演習)

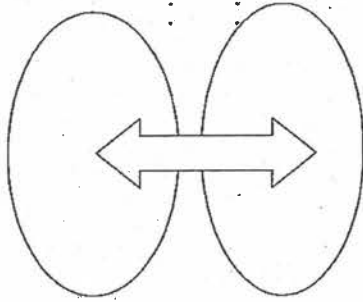
(事例) 管理職と教職員の関係・指導なのかパワハラなのか

まとめ(講義)

- ・クレーム時代の中の学校と「立ち去り型サボタージュ」
- ・学校組織の信頼を高める危機管理
- ・危機に対応する管理職の在り方

⑧ 教室に、そういう「よい空気」が流れておれば、私たちはその「よい空気」を吸って、自然に、仲間を思いやり、頑張ることが出来ます。皆が優しいから、自分も優しくなれる。皆が頑張るから、自分も頑張れる。問題は、その逆の場合です。

⑨ 実は、個人としての私たちの在り方・生き方には、「一定の幅」があります。例えば、私たちは努力家でもあり、怠け者でもある。私たちは仲間思いでもあり、身勝手でもある。その「一定の幅」のなかで、いま、どのレベルで生きているのかは、私たちがそこにいる「場の空気」、私たちが所属する集団が醸し出す雰囲気、集団の土気（モラール）によって、大きく変わります。



・ 集団の土気が高いと、ここで踏みとどまれる

・ 集団の土気が低いと、ここに押しとどめられる

⑩ さて、問題は、教室に「よい空気」ではなく「よくない空気」が流れている場合でした。

このとき、「よくない空気」に流されないばかりか、この「空気の圧力」に対して自覚的に抵抗し、「空気を変えよう」、あるいは「よい空気を作りだす」ことが、教室の中にいる一人にできるでしょうか。

これは、なかなか難しい。なぜなら、みんな同じ「場の空気」を吸っているからです。大人だって、難しい。

それほど難しい課題であることを知りつつも、私は、附中生に、集団が醸し出す「空気」に対して自覚的で、よりよい空気を作りだすために、積極的に貢献できる人間になってほしいと思います。

それが、「自ら立ちつつ、共に生きる人間」の、一つの具体的なあり方であり、これからの日本において求められる人間のあり方だからです。

これで、今日の話を終わります。

全校朝礼 「空気について」

平成 28 年 6 月 29 日

① 今日、「空気」について話します。

「空気」といっても、約 80 パーセントの酸素と約 20 パーセントの窒素からなる地球表面を覆う大気のことではありません。

② 「あの人は、空気を読めない」とか、会議中に流れている「空気に逆らえない」とか言うときの「空気」です。

コミュニケーションの場において、よく「場の空気」という慣用語で言いかたがなされてくることがあります。

どうやら、人間関係のあるところ、人と人のコミュニケーションのあるところには、何らかの「場の空気」が流れており、雰囲気が醸し出されているようです。

③ 以前、「空気が読めない」ことを略して KY という言葉が流行りましたが、この言葉には差別的な響きもあって、私は、あまり使いたくありません。ただし、人間関係やコミュニケーションを扱った多くのハウツー本は、「場の空気」を読むことを、高いコミュニケーション能力の現われとして、肯定的・積極的に解釈しています。

④ その一方で、「場の空気」が迫る集団心理の危険性について指摘した本も、たくさんあります。山本七平（しちへい）の『「空気」の研究』（1977）は、そういう立場から書かれたすぐれた本です。山本七平は、空気を読むことがしばしば集団の意思決定をゆがめ、限らせることを鋭く指摘しています。

⑤ 集団現象としての「いじめ」や差別、風評被害、あるいは昨年話したボラリゼーション（権化現象）において、「空気を読む」ことの弊害、いや「空気を読む」というよりは、「空気の支配」、「空気の圧力」に屈してしまうことの弊害を、明瞭に見てとることが出来ます。

⑥ ところで、学校の教室にも、濃厚な人間関係とコミュニケーションがあり、「場の空気」が流れています。

⑦ 以前、私は、よい学級（クラス）は、「そこにおいて、安心できる場所」であると同時に「そこにおいて、成長できる場所」とあると書いてきました。なぜ、「そこにおいて、安心できるのか、成長できるのか」といえば、それは、教室という場所に、「仲間を大切にする空気」が流れており、「仲間と高め合う空気」が流れているからです。

全校朝礼「シンク・スモールの効用」
2011年、11月16日

- ① 今日は、「シンク・スモール」(小さく考えること、小さな単位で考えること)の効用について話します。
- ② まず、最初に、「シンク・スモール」(小さく考えること、小さな単位で考えること)と「シンク・ビッグ」(大きく考えること、大きな単位で考えること)は、どちらも必要な考え方(発想)であって、どちらが正しく、どちらが間違っているか、ということではない、ということをお断しておきます。
- ③ 時と場合によって、自覚的に使い分けなければならぬ。あるときは、大きく考える、あるときは、小さく考えるというように。
- ④ では、どういうときに「シンク・スモール」なのか。
- たとえば、日本である出来事が年間100000回起こりました。それは、「多すぎるのか」「少なすぎるのか」、100000回も起こったのか、100000回しか起こらなかったのか、すぐには判断できません。
- こんなときは、シンク・スモールです。100000を100で割ります。すると香川県でその出来事が年間1000回弱起こることがわかる。なぜ100で割ったかはわかりませんが、日本の人口が1億2千万、香川県の人口が100万、それで、およそ100分の1なのです。計算を複雑にしないために、国の数字を、二ケタ減らせば香川県の数字になる。そんな大雑把な計算で構いません。「多すぎるのか」「少なすぎるのか」を素早く判断するための、操作なのです。
- 香川県で年間1000回弱起こるということは、香川県でおよそ1日に3回弱起こるということ。
- 1日に8回も起こると考えるのか、1日に3回しか起こらないと考えるか、今度は、実感をもって、多いか少ないかを判断できます。単位を小さくすることで、実感を持って判断できます。
- 大きな数字をみると、それが多いか少ないのか、判断できなくなるときがある。そんなとき、1店舗当たり、1日当たり、一人当たり、という小さな単位で考えると、見えてくることがあります。
- これが、「シンク・スモール」の効用です。

⑤ さて、もう一つのシンク・スモールの効用について、話します。
大きな夢や目標をもつことは必要です。シンク・ビッグ(大きく考える)です。
しかし、同時に、今日できる簡単なこと、小さいことに集中することも重要です。
シンク・スモール(小さく考える)です。

⑥ 大きな目標の実現は難しい。
しばしば、私たちが遠方にくれさせます。
本当に実現できるのか。不安に陥ることもあります。
そんなときは、大きいことは忘れて、小さいこと、今日できる簡単なことに、集中したほうがよいことが多い。
もちろん、今日できる簡単なこと、小さいことを導き出す、割り出すためには、「大きく考えること」も必要です。

大きく考えなければ、方向が見えできません。夢や目標、ビジョンというものは、私たちが向かう方向です。しかし、具体的な行動は、つねに小さな一歩から始まります。その小さな一歩を積み重ねるしかありません。

だから、「大きく考える」か、それとも「小さく考える」かの、あれかこれか、ではなし。
語が大きくなればなるほど、あえて小さく考えることが必要になり、
小さな語になればなるほど、あえて大きく考えることが重要になる。
そういう関係です。

⑦ ただ、夢や目標の実現の難しさに、途方にくれたり、不安になったりしたら、
あるいはスランプに陥ったら、
そんなときは、自分に「シンク・スモール」と言い聞かせて、
コツコツと、あるいは淡々と、歩んでいけばよい。
小さな一歩を積み重ねていけばよい。

全校朝礼

「線分と両端」(ポラリゼーションとスプリットティング)

①ここに、一本の線分を引いてみましょう。

線分ですから、両端ができます。

一方の端が+極なら、他方の端は-極。

もし、線分が地軸とすれば、一方の端は北極で、他方の端は南極ですね。

今日は、この一本の線分とその両端の極を使って、二つの話をします。

一つは、ポラリゼーションという現象、もう一つは、スプリットティングという現象について話します。

②まずは、ポラリゼーションについて。この言葉は、北極、南極の極を意味するポール(Pole)を動名詞化した言葉です。日本語では、極化(北極、南極の極に化けると書いて、極化)と訳します。それはこういう現象です。

③似たような考え方や似たような傾向をもった人たちが集まります。話し合っていて、何かを決めるとします。そうすると、話し合えば話し合うほど、彼らの傾向が増幅して、彼らが出した結論は、その傾向を極端にまで押し進めたものになっていくのです。これが、極化現象(ポラリゼーション)です。

④例えば、冒険的な考え方をする人たちがいます。リスクは高いけれども成果は大きいという都合、悪い即ちやめるべきだという考え方をする人たちがいます。他方では、慎重な考え方をする人たちもいます。リスクはできるだけ避けるべきだ、安全策でいくべきだという考え方をする人たちです。一方の極が冒険派なら、他方の極は、慎重派です。

⑤さて、たいていの場合、冒険派は冒険派だけで集まり、慎重派は慎重派だけで集まって相対することを好みます。同じような傾向をもった人たちが集まって話し合うと、どういことが起こるのか。極化現象(ポラリゼーション)が起こります。

⑥実は、冒険派の中にも、どの程度冒険的なのかの程度の差があるはずですが、すごく冒険的な人、かなり冒険的な人、どちらかと言えば冒険的な人。しかし、もともと冒険的な傾向をもった人たちが集まって話し合うと、より冒険的な意見が強くなり、そして最後に集団が出す結論は、予め個々人が抱いていた考え方の平均よりも、さらに冒険的なものになるのです。

⑦慎重派の中にも、どの程度慎重なのかの程度の差があるはずですが、すごく慎重な人から、どちらかといえば慎重な人まで。ところが、もともと慎重な人たちが話し合うと、より慎重な意見が強くなり、そして集団が出す結論は、予め個々人が抱いていた考え方の平均よりも、さらに慎重なものになるのです。

(冒険派にして、慎重派にして、同じような傾向をもった人たちが集まって、そのなかで話し合うと、それぞれの傾向を増幅させ、どちらよりもより極端な方へとぶれていくのです。)

⑧似たような考え方や似たような傾向をもった人たちが集まって、そのグループの中だけでいつも話し合っていると、こういう極化現象(ポラリゼーション)が起こります。+極に近いところでも、-極に近いところでも、極化現象が起こって、それぞれの傾向が増幅し、やがて、一方には+極の原理主義が、他方には-極の原理主義が出来上がってしまうのです。しかもまずいことに、グループのなかに居る人たちは、自分たちの考え方の偏りにあまり気づいていません。

⑨私たちの視野を拡大してくれるはずの集団思考が、逆に、私たちの視野を狭めてしまうこともあるといふ極化現象(ポラリゼーション)。この皮肉な現象を避けるためにはどうしたらよいか。

一つは、私たちの考えていることが、違う立場から見たら、どのように見えるのか。広い社会の目で見たら、どのように見えるのか、つねにイマジネーションを働かせてみる必要があります。

もう一つは、似たもの同士、気の合うもの同士だけで固まるのではなく、バラエティに富んだ複数の人間関係の中に自分をおいて、自分の視野を広げようと心がけることが必要です。

⑩さて、線分とその両端のイメージ図を使って、もうひとつのスプリットティング現象についてお話ししようと考えていました。スプリットティングについては、次の全校朝礼でお話しすることにします。

今日は、これで終わります。

全校朝礼 (11月15日)

「線分と両端」(ポラリゼーションとスプリッティング) その2

①先週の全校朝礼では、1本の線分とその両端のイメージを使ってポラリゼーションという現象について話しました。

似たような考え方や傾向をもつ人たちが集まって、いつもそのグループの中で話し合っているところ、+極に近いところでも、-極に近いところでも、極化現象(ポラリゼーション)が起こって、それぞれの考え方の傾向が増幅される。どちらもより Pole に近い方向、極端な方向へとブレていくことがあるのです。

②今日は、先週と同じ、一本の線分とその両端のイメージを使って、スプリッティングという現象について話します。

③スプリッティングは、「分割する」という意味の動詞 split の動名詞形です。ですから、「分割すること」というのがもとの意味です。一個のスイカを真二つに分割する。ただし、ここでは心理用語として応用されています。私たちは、一本の線分が、まん中のところまで割れて、+極と-極と一極に分割されるイメージを使って、この心理状態について考えてみましょう。

④では、心理用語としてのスプリッティングにおいて「分割される」のは何か。何らかの対象の「評価」が分割されます。その対象というのは、人物でも、制度でも、思想でもよいのですが、何らかの対象の「評価」が、「完全によい」か、それとも「完全に悪い」か、「全面的に正しい」か、それとも「全面的に間違っている」か、この2種類に分割されてしまいます。中間の評価がありません。「少し悪いところがあるけど、だいたいよい」とか、「良いところも悪いところもある」とか、そういうニュアンスのある中間的な評価がなく、全面肯定か全面否定か、この(二つに一つの)どちらかの評価しかない。まさに、オール or ナッシング、100かゼロかの世界ですね。こういう極端な「二つに一つの態度、二者択一の態度」しか取れない心理状態がスプリッティングなのです。

⑤スプリッティングは子供っぽい心理状態です。成熟した大人は、世の中には全面的に正しいものも、全面的に間違っているものも、めったにないということを知っています。だから、完全に良いとも悪いとも割り切れないところで、その割り切れないあいまいさに耐えながら、不完全なものを少しでもよりよくしていくこうと改善の努力を重ねていかなければならない、それが、成熟した大人のものの方です。

⑥さて、スプリッティングの心理状態に陥ると、その人の周りには、「完全に良い人」か「完全に悪い人」か、敵か味方かの2種類しかいないことになりました。しかもまずいことに、同一人物の評価が、ある時点を境に「完全によい人」から「完全に悪い人」へ、味方から敵へと180度ガラリと変わることが起こる。

⑦私たちは、このような現象を、(個人の心理状態としてだけでなく)病理的な社会現象として見出すこともできます。サツカー・ワールドカップのカメルーン像を映したの、それまでの「岡田やゆろ」の大合唱から、「岡ちゃんよくやった」の称賛の嵐への評価の急変。

実は、バッシングと称賛は、背中あわせです。「全面的によい」と「全面的に悪い」の評価は、もつとも速い評価のよう形で、実は、最初から容易に(よいから悪いへ、悪いからよいへ)反転する隣り合わせ(背中あわせ)の評価だったのです。極端と極端は、最も近い親戚です。

⑧私たちは、週刊誌やワイドショーにおいて、特定のタレントが、まずは持ちあげられ、そのあとバッシングされるといふ、評価の急変を目の当たりにします。ここにも、病理的な社会現象としてのスプリッティングを思ふことができます。このような現象は、見通しのきかない世の中で、人々が不安定になり、ころのゆとりを失うほど、頻る頻るに思えます。

ゆとりを持つて、もつことを多面的・多角的に眺めること、よい、悪いの判断を急がず、場合によっては、判断を留保したまま、良いとも悪いともつかないあいまいさに耐えながら、じっくり時間をかけて考え続けることが求められています。

これで、今日の話を終わります。



学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究

第4回

学校の危機管理といじめ対応

香川大学大学院教育学研究科
 高度教職実践専攻（教職大学院）
 金網知征・野村一夫・津山勝義

1

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく総務省からの勧告と、文科省の対応

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

（勧告日：平成30年3月16日（金）
 勧告先：文部科学省、法務省）

<p>背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの社会認知を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定 28年度はいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約1.9倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事象は後を絶たず （注） このいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一々の人の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。 <p><small><調査対象機関> 文部科学省、国家公安委員会（警視庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、28都道府県公安委員会（都道府県警）、41の市町、56市町村教育委員会、29学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等 <small><実施調査期間> 平成28年10月～29年2月</small></small></p>	<p>（注） 文部科学省の資料に基づき筆者が作成した</p>
--	--------------------------------

自殺等の重大事象に関する「調査報告書」の分析結果	学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果	主な勧告
<p>1 分析結果</p> <p>調査報告書は、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産</p> <p>今回、重大事象66事象から、学校等の対応の課題を整理・分析（注）</p> <p>（注） 分析結果は重大事象の主体性を示すものではない</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの認知等に係る課題（56%） <ul style="list-style-type: none"> いじめの定義を限定解釈 この程度は悪ふざけやじゃれあい程度で問題なく、本人が「大丈夫」と言えはいじめではない等 学校内の情報共有に係る課題（61%） <ul style="list-style-type: none"> 担任が他の教員等と情報共有せず等 組織的対応に係る課題（64%） <ul style="list-style-type: none"> 担任に全てを任せ、学校として組織的対応せず等 重大事象発生後の対応に係る課題（35%） <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会から首長への法に基づく発生報告が遅延等 	<p>2 いじめの正確な認知の推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈 <ul style="list-style-type: none"> いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%） 真実の事実でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%） <p>3 重大事象の発生報告など法等に基づく措置の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事象の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等） <p>4 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務省において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事象を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%） <p>（参考） いじめの発見から対応に際して工夫している取組</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事象への対応等の工夫している取組を整理 	<p>（文部科学省） 法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底</p> <p>（文部科学省） 法等に基づく措置を徹底・適切に講ずることについて周知徹底</p> <p>（法務省） いじめ相談事象を解決する上で効果的な措置の徹底</p>

2

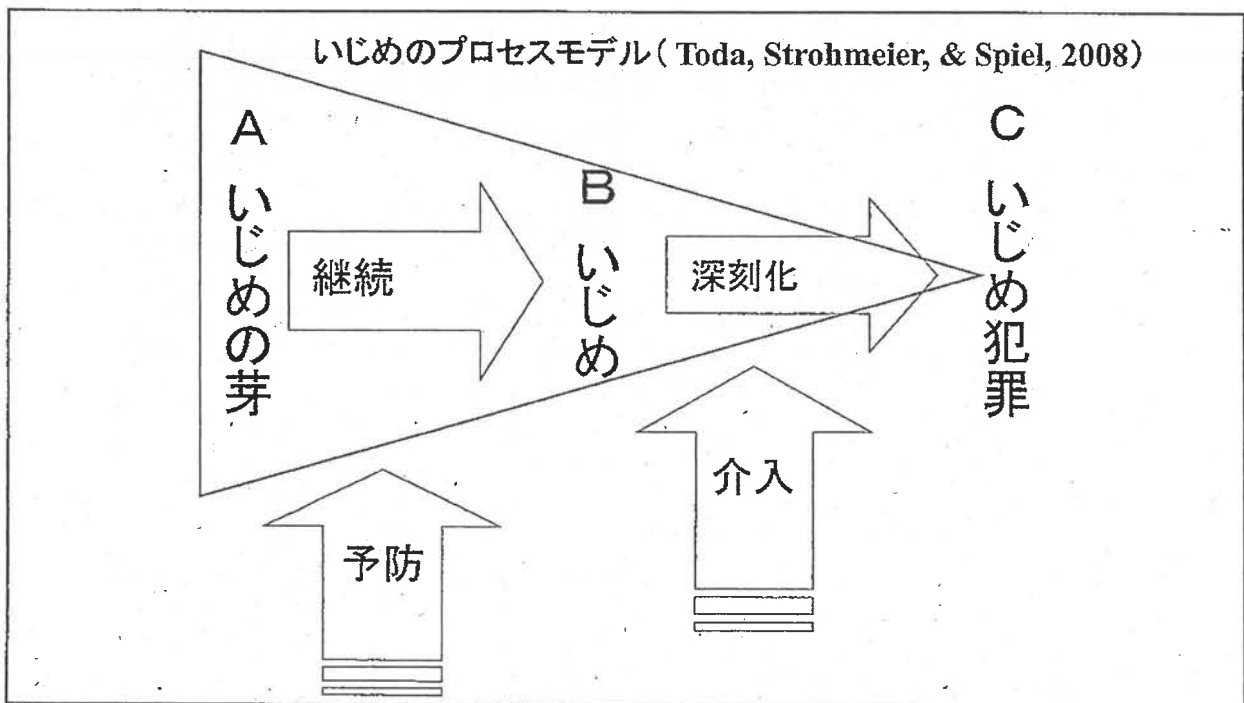
「疑わしいもの」への「気づき／認知」が対応のスタートライン
 (H30年度いじめ防止等に関する普及啓発協議会資料参考)

- ・「気づき」と「認知」が対応のスタートライン＝「いじめ」であるかどうかを「判断」するのではなく、「いじめかもしれない行為すべてに対応」⇒「広範な定義」+「全件組織的対応」(法第23条)
- ・「何がいじめにあたるのか」は「いじめ防止対策推進法」の定義にしたがって判断すること
 ⇒ 定義の意味を周知・徹底し、個々人が自分なりの限定した解釈をしない
- ・学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の充実・整備と、周知の徹底
- ・「全件組織的対応」の前提として、法律上のいじめに該当する全ての事案が校内の「いじめ対策組織」(設置義務)へ報告され、情報が組織的に共有されることが重要
- ・「事実確定→対応」のパターンから「疑わしい状況への迅速・適切な対応→事実確定」のパターンへ

大切なことは、児童生徒や保護者の痛み・苦しみと、それが生じた状況に向き合うことを後回しにしないこと。いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒はしっかりと守り、いじめた児童生徒については、謝罪ありきではなく、成長につなげる指導を目指す。

認知(＝対処)件数の多いことは、子どもを守るために、いじめに向き合った証であり、学校・家庭・地域の感性と教育力と意識の高まりの証でもあるとして、積極的・肯定的に評価すべき。

3



4

グループワーク1：温度差問題への対応

1-1. 先述の教員の4つの行動のうち、1つでも「当てはまる」同僚がいますか？

1-2. あなたは同僚として、その状態を改善するために何をしていますか？

- 最初に2～3分間、自身の学校の状況を思い浮かべてみてください。
- うまくいったこと、いかなかったこと、それぞれ記述してみてください。
- 皆さん書けたらグループ内で共有しつつ、出てきた意見以外でできそうなことについて考えてみてください。
- 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイデアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

5

重大事態の理解と対応

【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

* 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
- 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない
- 調査をせずに「いじめの結果ではない」「いじめではない」等の結論を出すことは絶対にあってはならない

* 「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長に報告し、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられているが、こうした措置が講じられなかったことが発覚し大きな問題となるケースが散見される。それらのケースの多くは「重大事態」の意味・意義を正しく理解していなかったことが原因。

6

グループワーク2：個別事例の検討

別紙の個別事例について、以下の3つの観点から検討してください。

- 2-1. いじめの予防・対応の観点から
- 2-2. 生徒への支援の観点から
- 2-3. 保護者対応の観点から

1. 最初に10分間程でまずは自身の考えをまとめてください。
2. グループ内で意見共有しつつ、本事案における効果的な介入・対応について学級担任、管理職、養護教諭、いじめ防止担当など異なる立場／役割の視点から更なる検討を進めてください。
3. 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイデアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

7

事例解説①：いじめの予防・対応の観点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を担当任せにしたことで、事態が深刻化した事例といえる。
- 本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかったため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまっている。なかでも、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあったにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかったことは適切でなかったと考えられる。
- 上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を担当任せにし、いじめ対策組織で協議しなかった点については、組織的対応が不十分であったと言わざるを得ない。

8

グループワーク1：温度差問題への対応

1-1. 先述の教員の4つの行動のうち、1つでも「当てはまる」同僚がいますか？

1-2. あなたは同僚として、その状態を改善するために何をしていますか？

- 最初に2～3分間、自身の学校の状況を思い浮かべてみてください。
- うまくいったこと、いかなかったこと、それぞれ記述してみてください。
- 皆さん書けたらグループ内で共有しつつ、出てきた意見以外でできそうなことについて考えてみてください。
- 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイデアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

5

重大事態の理解と対応

【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

* 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑いが生じた段階で調査を開始しなければならない
- 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない
- 調査をせずに「いじめの結果ではない」「いじめではない」等の結論を出すことは絶対にあってはならない

* 「重大事態」が発生したときは、地方公共団体の長に報告し、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられているが、こうした措置が講じられなかったことが発覚し大きな問題となるケースが散見される。それらのケースの多くは「重大事態」の意味・意義を正しく理解していなかったことが原因。

6

グループワーク2：個別事例の検討

別紙の個別事例について、以下の3つの観点から検討してください。

- 2-1. いじめの予防・対応の観点から
- 2-2. 生徒への支援の観点から
- 2-3. 保護者対応の観点から

1. 最初に10分間程でまずは自身の考えをまとめてください。
2. グループ内で意見共有しつつ、本事案における効果的な介入・対応について学級担任、管理職、養護教諭、いじめ防止担当など異なる立場／役割の視点から更なる検討を進めてください。
3. 後ほどいくつかのグループに「これは良いアイデアだ！」と思うものを発表してもらいたいと思います。

7

事例解説①：いじめの予防・対応の観点から

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- ・本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を担当任せにしたことで、事態が深刻化した事例といえる。
- ・本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかったため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまっている。なかでも、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあつたにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかったことは適切でなかったと考えられる。
- ・上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を担当任せにし、いじめ対策組織で協議しなかった点については、組織的対応が不十分であったと言わざるを得ない。

8

事例解説②：生徒への支援の観点から

- 本事例では、学級担任が欠席3日目の時点で欠席理由を把握していなかったことは問題。仮にいじめの兆候がなかったとしても、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するよう努めるべきであった。
- 被害生徒が教室へ入れない状況が続いている場合は、適切なアセスメントにより策定された支援計画に基づき、組織的・計画的に支援を行うことが必要。

9

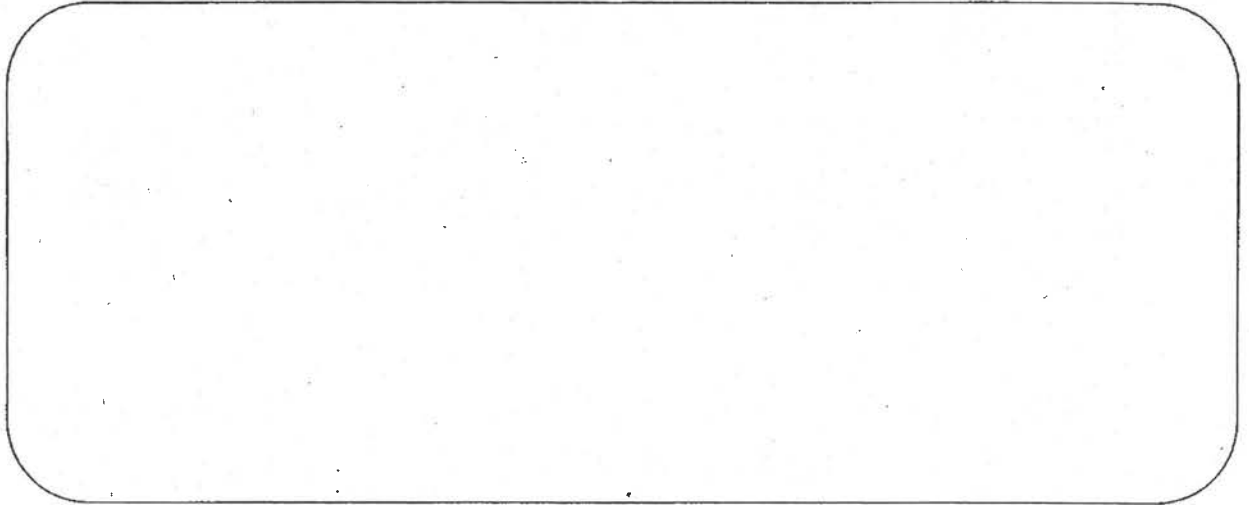
事例解説③：保護者対応の観点から

- いじめの疑いを含め、欠席が続いた初期の段階からAの心情へ寄り添い、家庭での様子について情報提供を依頼するとともに、継続的な家庭への連絡や家庭訪問を通じて、Aが欠席をする理由や背景について探る必要があった。

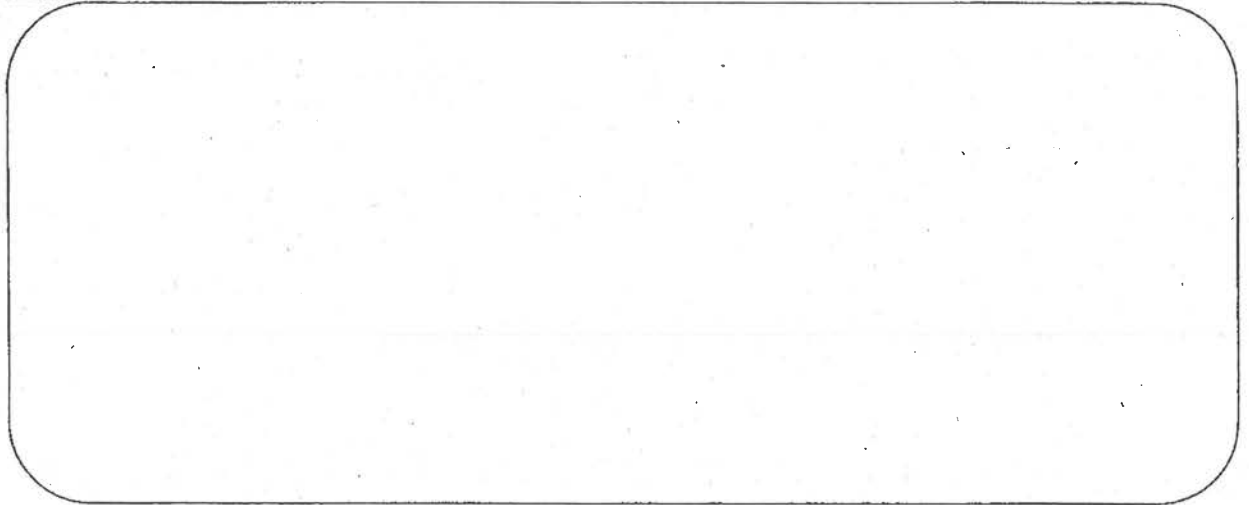
10

【グループワーク2：いじめ事例検討】

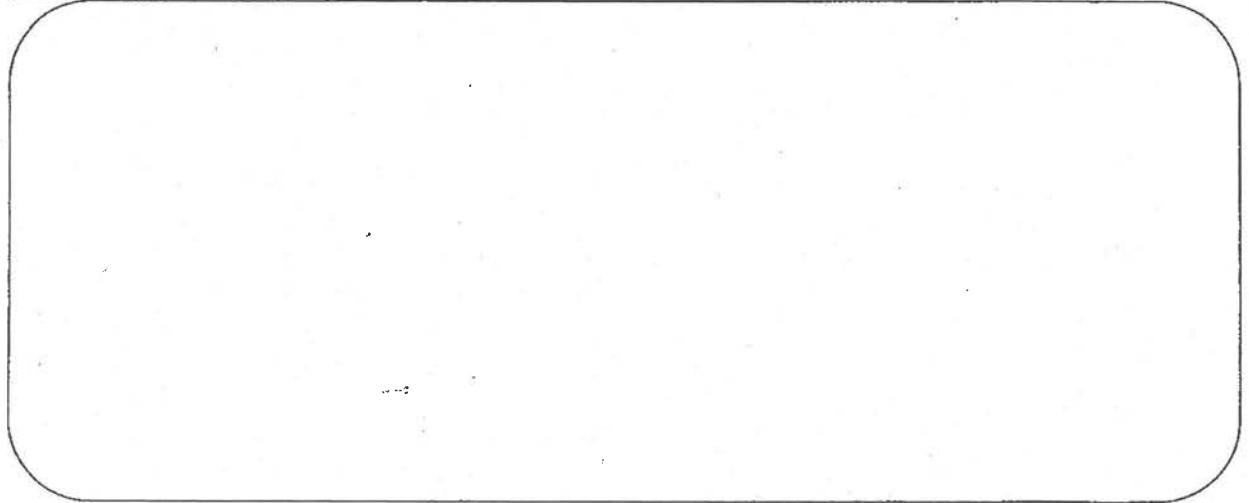
2-1：いじめの予防・対応の観点



2-2：生徒への支援の観点



2-3：保護者対応の観点



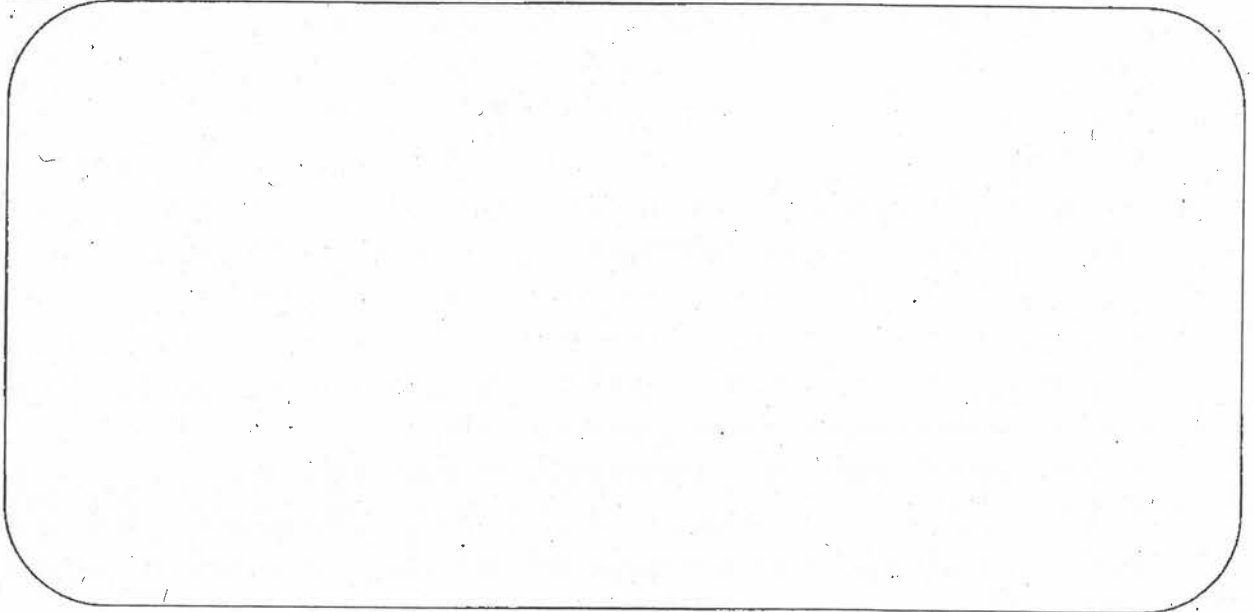
#4: 学校の危機管理といじめ対応

(担当：金綱・野村・津山 2019.09.21)

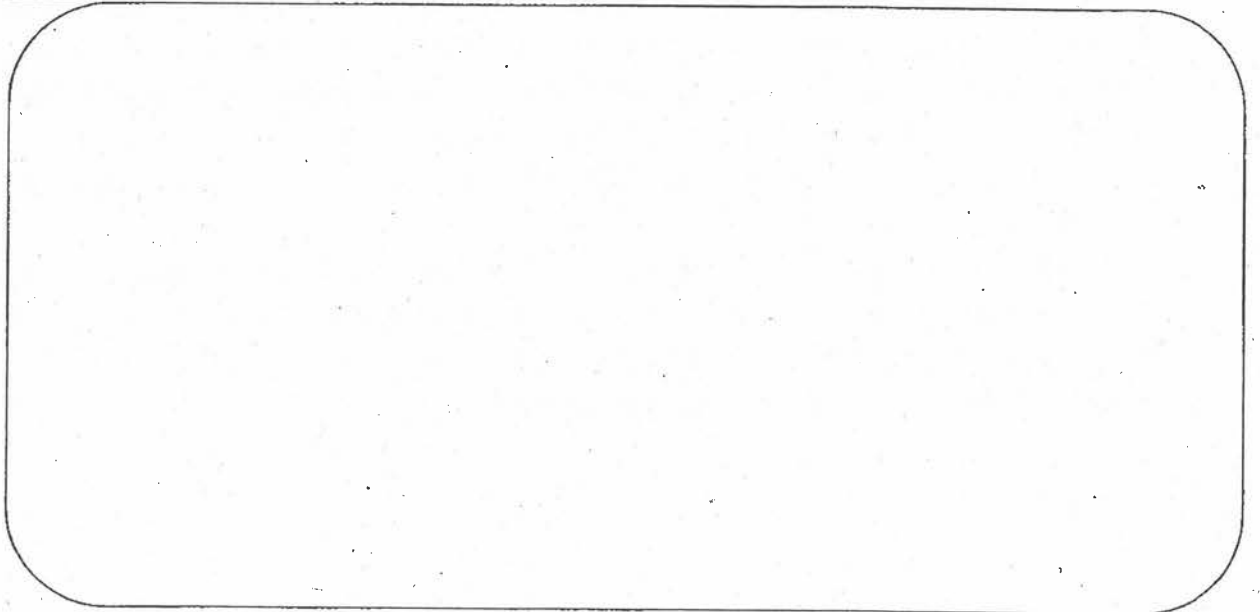
【グループワーク1：教員の温度差問題への対応】

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消極的ないじめ認知・対応 | <input type="checkbox"/> いじめ対応スキルが未熟 |
| <input type="checkbox"/> いじめのきっかけになる言動 | <input type="checkbox"/> いじめや体罰 |

個別検討



グループ討議



【事例1】

ある日、中学2年の女子生徒Aが体調不良を理由に欠席した。担任は生徒を通じて連絡ノートが届けたが、電話連絡はしなかった。ところがAが翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったため担任は安心したが、Aは翌日も欠席した。担任は、欠席3日目も電話連絡をしたが、欠席の理由は体調不良としか把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかったため、校内のいじめ対策組織への報告はしていなかった。

欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないのか」という指摘を受けたことから、担任が家庭訪問してAに確認したところ、同じ友人グループのB、C、Dから数日間無視されているとの訴えがあった。またAの保護者からも同様に「娘はB、C、Dから無視されていると言っている。3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい」との訴えがあった。

担任はその日のうちにB、C、Dに対して事実確認を行ったが、3人全員が「そのような事実はない」と回答したため、再度Aに「3人ともそんなつもりはないと言っている。気にしすぎではないか」と伝えた。また明日は学校に来られるかと尋ねたところ、「学校に行く」という返答であったため、Aのその言葉を信じて連絡を終えた。担任は養護教諭にも「いじめではなかった」旨を伝えた。

ところがAの欠席はその後も続いた。欠席が1週間を過ぎたときに、養護教諭から校内のいじめ対策組織の情報集約担当に、「Aの欠席はいじめが原因ではないか」との進言があった。情報集約担当はすぐにその旨管理職に報告したが、管理職は「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、いじめ対策委員会において対応が協議はされることはなかった。

その後、今度はCが体調不良を訴えて保健室を訪れ、養護教諭に「教室に居たくない。BとDから無視されて辛い。Aもいじめられて不登校になったんだ」と話した。養護教諭は、すぐに校内いじめ対策組織にその旨報告し、校内いじめ対策組織から管理職に報告された。この時に初めていじめ対策委員会が招集された。

いじめ対策委員会の協議を受けて、担任が改めて家庭訪問を行ったが、Aは会いたくないと言って面会はできなかった。また保護者にも経緯を説明したが、「欠席してから1週間になるのに、なぜもっと早く気づいてもらえなかったのか。Cがいじめられていなかったら、うちの子はどうなっていたのか」と対応の遅さを責められた。Aの欠席はそれから数日続いたが、Aの自宅に担任と学年主任が家庭訪問し、対応が遅れたことを詫びるとともに、Cが学校でB、Dからいじめられたことや、B、Dに対して指導したことを伝えた。それを聞いたAは保健室登校ができるようになり、B、C、Dからの謝罪も受けたが、教室には入れない日々が続いている。

Aの保護者からは、担任に対する不信感が募り「娘が学校に行けなくなったのは担任がいじめを発見できなかったせいだ。担任を変えてもらいたい」と校長に依頼があった。Aの保護者とB、C、Dの保護者との関係は修復されたが、双方が担任を批判する側となり担任は対応に苦慮していることから、その後のAの保護者対応は、学年主任と養護教諭が担当している。

学校の危機管理と保護者との連携Ⅰ・Ⅱ

香川大学教職大学院
宮前淳子・野村一夫・津山勝義

グループで話してみましょう

1. ご所属, お名前 を教えてください。
2. 「あなたにインタビュー！」
 - ①カードを裏向きに並べます。
 - ②1番目の人は、カードを1枚えらんでください。
カードをめくり、質問に答えましょう。
 - ③次に、2番目の人がカードを選び、答えます。

演習1. 保護者面接のロールプレイ

【演習の目的】

1. 困難な事例にできるだけ多くふれること。
2. 保護者や観察の役をとおして得た気づきを共有し、保護者面接における自身の課題を発見すること。

演習1. ロールプレイのイメージ

```
graph TD; A[観察] --- B[ ]; B --- C[教頭]; B --- D[担任]; B --- E[父親]; B --- F[母親]; G[観察] --- B;
```

ロールプレイの進め方(1)

1. ワークシート1 に記入
2. 隣の席の先生と、ペアで事例を共有
 - ① 2つのうち、どちらかの事例を採用します
 - ② 家庭側の役割を、2人で分担します
 - ③ 先生役のペアにお願いする役割を決めます

ロールプレイの進め方(2)

3. 時間がきたら、合図をします。
「先生役」のペアに、ある程度の情報を伝えます。
→ 2分ほど、作戦会議をします。

先生役 のペアに伝えましょう

1. 私は **父親** の役、〇〇先生は **母親** の役をします。
2. 子どもは **中3の男子** です。
- 例: **クラスで無視されている** ことで、相談します。
3. お二人には **教頭** と **担任** の役をお願いします。

ロールプレイの進め方(3)

4. 1回目のロールプレイ (10分程度)
(ペアAの事例)
「今日は、～のことで相談にきました。」
5. ワークシート2に記入
6. グループでの振り返り
⇒ 2回目(ペアBの事例)

記入上の注意点 (シートは回収しません)

- ・保護者への対応に苦慮した事例を記入してください。
- ・内容は変更しても構いません。
 - ほかの先生の意見を聞いてみたいケース
 - × 思い出すと、とてもつらくなるケース
 - × 今まさに対応中のケース

ペアで事例を共有しましょう

1. 事例について、少し詳しく話してください。(2人で10分)
2. ワークシートの(4)に記入しましょう (5分)
 - ① 2つのうち、どちらかの事例を採用します
 - ② 家庭側の役割を、2人で分担します
 - ③ 先生役のペアにお願いする役割を決めます

【1回目】 席を移動しましょう



A ⇒ B **先生役** のペアに伝えましょう

1. 私は _____ の役、〇〇先生は _____ の役をします。
2. 子どもは _____ です。
_____ ことで、相談します。
3. お二人には _____ と _____ の役をお願いします。

作戦会議

・名札をつけましょう。

“観察”担当の先生は 少しお待ちください。

1回目のロールプレイ

1. 約10分間、ロールプレイをしてみましょう。
保護者役「今日は、～のことで相談にきました。」
2. ワークシート2 に記入しましょう
3. グループでのふりかえり
司会:「観察」役の先生

演習2. 保護者からの要望

1. ワークシート3 事例を読んでみましょう。
2. あなたが教頭先生だったとしたら・・・
あなたの考えを書いてみましょう。
3. グループの人の意見を聞いてみましょう。

まとめ

1. 初期対応の重要性 “今日、話せてよかった”
2. 保護者のねがい
3. 出来事(事実), その評価(感情的反応・解釈),
事実でないこと(推測) を整理しよう



参考文献

- 河村茂雄(編)(2016). 保護者の安心・信頼につながる対応術 合同出版
- 小林正幸・有村久春・青山洋子(2006). 保護者との関係に困った教師のために ぎょうせい
- 小林正幸(監) 早川恵子(編)(2015). 保護者とつながる教師のコミュニケーション術 東洋館出版社
- 諸宮祥彦・植草伸之(2004). 保護者とうまくつきあう40のコツ 教育開発研究所
- 小野田正利(2009). イチャモンどんとこい! 学事出版

ワークシート2 ロールプレイのふりかえり

・ロールプレイを振り返って、感じたことを自由に書きましょう

●1回目：あなたの役割 ()

例：役割を終えての感想, 先生役のよかったところ, アドバイスなど

●2回目：あなたの役割 ()

例：役割を終えての感想, 先生役のよかったところ, アドバイスなど

●3回目：あなたの役割 ()

例：役割を終えての感想, 先生役のよかったところ, アドバイスなど

独立行政法人教職員支援機構事業 「平成31年度教員の資質向上のための研修プログラム開発・実施事業」に係る委託業務（株式会社火燧）成果

「学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱ」授業動画(YouTube)作成マニュアル

【事前準備】

0.1) YouTube チャンネルに先生を招待する方法

<https://youtu.be/MC8gfd6Kh0Q>



02) チャンネルの新規作成

<https://youtu.be/2yrM-Xfz4Uc>



03) チャンネル名の変更

<https://youtu.be/Gjzn0AQApOo>



04) チャンネルの削除

<https://youtu.be/zl6z72KzkvU>



【撮影について】

10) ワイヤレスマイクの接続方法

https://youtu.be/hqcG_FkNdVI



【編集について】

21) mac から iPhone へ画像データを送信する方法

<https://youtu.be/kAIInbE2jp1U>



22) パワーポイントのスライドを画像(JPEG か PNG)で保存する方法

<https://youtu.be/HUtlq7r9Ooo>



23) iMovie の使い方

<https://youtu.be/rksk4Usf91k>



24) iMovie の使い方 ピクチャインピクチャ編集(ワイプ編集)編

<https://youtu.be/cNYQITWOjs4>



アップロードについて

30) iMovie から YouTube にアップロードする方法 new

<https://youtu.be/yXOTpFI4qr0>



上記のURLアドレス又はQRコードを読み取り、YouTube で視聴してください。
なお、掲載しているURLアドレス及びQRコードは、他者へ情報提供することを
禁じます。

2019年

教員研修連携科目「学校の危機管理研究Ⅰ」事前学修用動画の視聴方法

下記のURL又はQRコードを読み取り、YouTubeで視聴してください。

なお、本科目の事前学修動画は、「限定公開」とし、受講者のみに配信しています。

※掲載しているURL及びQRコードは、他者へ情報提供することを禁じます。

【学校の危機管理研究Ⅰ・Ⅱの概要説明】

<https://youtu.be/JTsQFuhf1JU>



第1回

学校の危機管理と学校安全の考え方（柳澤良明）

※事前学修ワークシート有

①学校で想定される危機

②「学校安全計画」と校務分掌

<https://youtu.be/R5m3K1-bUHU>



第2回

学校の危機管理と積極的生徒指導（毛利 猛）

<https://youtu.be/vb2NXTvM7cA>



第5・6回

学校の危機管理と教職員のメンタルヘルス（宮前淳

子）

<https://youtu.be/Mmm8Nr2ZoK4>



第7・8回

学校の危機感路と保護者・住民との協働（金網知征）

<https://youtu.be/mZqRvKOMKjM>



2019年

教員研修連携科目「学校の危機管理研究Ⅱ」事前学修用動画視聴アドレス

下記のURL又はQRコードを読み取り、YouTubeで視聴してください。
なお、本科目の事前学修動画は、「限定公開」とし、受講者のみに配信しています。

※掲載しているURL及びQRコードは、他者へ情報提供することを禁じます。

第1回

学校の危機管理と学校組織（柳澤良明）

<https://youtu.be/p4sscoxjZZE>



第2回

学校の危機管理と学校組織の信頼（毛利 猛）

<https://youtu.be/wSQQtREG4js>



第4回

学校の危機管理といじめ対応（金網知征）

<https://youtu.be/r6d0v79szLQ>



第5・6回

学校の危機管理と保護者との連携Ⅰ・Ⅱ(宮前淳子)

<https://youtu.be/NvtnKXefY88>

